

令和8年第1回士別市議会定例会会議録（第3号）

令和8年3月4日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 3時13分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 大綱質疑

散会宣告

出席議員（14名）

副議長	1番	村 上 緑 一 君	2番	石 川 陽 介 君
	3番	武 井 祐 司 君	4番	湊 祐 介 君
	5番	加 納 由美子 君	6番	奥 山 かおり 君
	7番	西 川 剛 君	8番	佐 藤 正 君
	9番	真 保 誠 君	10番	喜 多 武 彦 君
	11番	中 山 義 隆 君	12番	大 西 陽 君
	13番	十 河 剛 志 君	議長	15番 山 居 忠 彰 君

出席説明員

市 長	渡 辺 英 次 君	副 市 長	法 邑 和 浩 君
総 務 部 長	大 橋 雅 民 君	市 民 部 長	三 上 正 洋 君
健康福祉部長	東 川 晃 宏 君	経 済 部 長	坂 本 英 樹 君
建設環境部長	藪 中 晃 宏 君	財 政 課 長	佐 藤 寛 之 君

教 育 委 員 会 長	泉 山 浩 幸 君	教 育 委 員 会 長	丸 徹 也 君
教 育 委 員 会 長		教 育 委 員 会 長	

市 立 病 院 副 管 理 者	中 舘 佳 嗣 君	市 立 病 院 管 理 部 長	池 田 亨 君
-----------------	-----------	-----------------	---------

監 査 委 員 浅 利 知 充 君

監 査 委 員 長
土 田 実 君

土 田 実 君

事務局出席者

議 会 事 務 局 長 岡 崎 忠 幸 君

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 課 主 任 主 事

須 藤 友 章 君

議 会 事 務 局 副 長 德 竹 和 美 君

議 会 事 務 局 副 長
議 会 事 務 課 主 任 主 事

清 水 健 正 君

(午前10時00分開議)

○議長（山居忠彰君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（山居忠彰君） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（岡崎忠幸君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は配信のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（山居忠彰君） ここで、副議長と交代いたします。

○副議長（村上緑一君） それでは、これより議事に入ります。

前日に引き続き、日程第1、令和8年度士別市各会計予算及びこれに関連を有する条例等、議案第3号から議案第17号までの議案15案件を一括議題に供します。

これより、大綱質疑を続行いたします。

11番 中山義隆議員。

○11番（中山義隆君） それでは令和8年第1回定例会に当たり、通告に従い大綱質疑を行いたいと思います。

先日、大西議員のほうからの議題もありまして、ちょっと重なるかとも思いますけれども、自分の質問のとおり行っていきたいと思います。よろしくお願いします。

令和8年度市政執行方針について、安全安心なまちづくりについて。

移動手段として、高齢者ドライバーが年々増加している中、冬道での事故として、路外転落を恐れて中央線側に近寄る、路側帯側を走行する、考えが様々なドライバーを見かけます。東北や北海道では冬道に備え、ドライバーのために、道路の幅を表記するために支柱ポールや固定式視線誘導標を設置し、冬道での視界の目視に設置されているのが、道道については多く設置されていることが見受けられます。

そんな中、市道ではまだ十分設置されていない。本市においても、市道での交通量が大変多くなってきた中士別4線、南側から朝日市街に向かっての一直線の道路ができたことにより、冬道の吹雪になると視界不良のため路外転落や路外脱輪のドライバーが多く見られます。

そこで、防止策として、本市事業に新たに設けるのは難しいと考えます。

そこで、上士別のときに私が体験した中で、国営事業の基盤整備事業に突き合わせて、地域環境整備として道路整備を行った経過があります。そんな中で、中士別地区の今の道営事業についても、地域環境整備として交通量の多いところについては必要と考えますが、いかがでしょうか。

今年の執行方針の中で、防犯、交通安全、消費者被害への対策として、道路区画線やガードケーブルなどの交通安全施設を適切に管理することで安全確保の事故防止を図りますと宣言さ

れているので、お考えをお聞きしたいと思います。

次に、未来を育む心豊かなまちづくりについて、お聞きしたいと思います。

高校教育の充実として、教育環境の改善として、老朽化としての移転と考える東高校は、北海道士別高校の農業科の分校として1949年に開校、1962年に士別東高等学校に名称変更し、現在に至る歴史がある学校です。移転後の利用の施設としてのお考えをお聞きしたいと思います。また、伝統ある校舎なので、自治体や学校教育に関する施設として再利用としてのお考えはあるのでしょうか。お聞きいたします。

学校運営協議会などの地域との連携強化の下で、移転された後、地域とのコミュニケーションが現在も多く携わってきたと思います。移転後も農業関係の教育は継続されるのか、お尋ねいたします。

また、カリキュラムについての変更などがありましたら、お伺いいたします。

また、各種問題があると思いますが、移転に向けて、学力向上に向けた支援や、通学、下宿に対する助成に取り組むことは、東高校の移転に対してどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

次に、地域の魅力でにぎわうまちづくりについて。

農業振興については第5次士別市農業・農村活性化計画に基づき、人づくり、土づくり及び持続可能な生産体制の柱として、担い手確保はもとより、環境保全型農業の推進とは、具体的に、持続可能な生産体制から見ると、どのようにクリーン農業を推進するのか、また本市独自でクリーン農業への具体的なお考えをお尋ねいたします。

商業・工業の支援については、移住定住の促進の関係人口の創出の士別市移住定住交流促進協議会の強化についても、移住定住者が定住のために住宅のリフォーム工事を希望するのに地域循環型住宅リフォーム促進事業及び地域循環型住まいづくり促進事業の支援に参加することが行えれば、定住者の負担が低減され、また北海道の事業などで子育てグリーン住宅支援事業リフォーム用の推進などが同時に推進できれば、住みよいまちとしての本市のアピールにもつながり、人口増にもつながると思いますが、これについての具体的なお考えをお聞きいたします。

最後、4項目なんですけれども、持続可能な住みよいまちづくりについて。

空き家対策として、第2次士別市空き家等対策計画の中で、計画期間が令和7年度から令和15年度となっています。士別市空き家・空き地バンクを活用しながら、各業者の連携を視野に、広い情報発信を検討しますとなっていますが、どれほどの情報を発信しているのか、お聞きいたします。

また、特定空き家の認定として、北海道及び道立総合研究機構建築研究本部から、特定空き家と判断するために基準の数値化に加え、北海道特有の積雪・寒冷地を考慮した市町村による特定空き家の判断の手続を基に、特定空き家等認定基準として市職員が現地調査を行い、その結果に基づき検討、空き家等対策庁内検討委員会の協議の後、空き家等対策協議会の判断を得

た空き家を特定空き家として市長が認定するとされていますが、空き家等は本地にどれだけの件数があり、持ち主が特定できないのか、件数は全体の何%で、また特定されている中、親族が地方にいる方は何%になりますか、お聞きいたします。

また、特定空き家等についてもお聞きいたします。

また、指導しなければならない物件はどれぐらい確認されますか。お聞きいたします。

また、解体についての相談、解体工事の一部助成の考え方について、お伺いいたします。

また、空き家等対策庁内検討委員会と空き家等対策協議会は、メンバーとしてはどのような人が関わっているのか、お伺いいたします。

また、空き家等にしないリバースモーゲージ、リースバックなどの推進及び相談などについてもお伺いいたします。

以上、4項目、お伺いいたします。よろしく申し上げます。

○副議長（村上緑一君） 藪中建設環境部長。

○建設環境部長（藪中晃宏君） 道路と空き家の関係について、お答えいたします。

議員お話しの上士別地区の国営事業では、市道の新設を行ったり、同事業で道路の新設を含め、農地整備以外の環境整備を行った実績がありますが、現在はできなくなっております。また、御提案の中士別地区の道営事業につきましては、北海道に照会をしましたところ、事業の趣旨から道路改良や視線誘導標の設置などの環境整備についてはメニューになく、実施できないという回答をいただきました。

冬道の交通安全に関する諸課題については、全市的に状況を見ながら対応を行っておりまして、西1号線の視線誘導標も破損補修など、適切な維持管理に努めてまいります。

また、近くには市道と並行いたしまして道路幅員の広い道道もございますので、吹雪など、見通しの悪いとき、運転のしづらいときなどにつきましては、安全性が確保された広い道路を利用するというのも考えの1つであるかと考えます。

次に、空き家・空き地バンクについて、お答えいたします。

空き家・空き地バンクは委託先のまちづくり士別が移住の相談窓口となり、移住希望者の方も利用しており、市内の協力事業所が物件の購入やリフォームを請け負うなど、連携を行っております。また、北海道空き家バンクにも登録し、広く情報発信を行っております。

さらには、士別市が発送する封筒裏面にも、空き家・空き地バンクのお知らせの印刷や、死亡手続の際に窓口へ来られた方に空き家管理のチラシを配布するなど、広く周知に努めております。

昨年、住まいの終活ガイドブックの発行を行いまして、公共施設への配架や、いきいき健康センター利用者を対象とした説明会を行うなど、空き家の発生抑制、利活用を進めるため、広く情報発信に努めているところであります。

空き家の件数並びに割合につきましては、市内の一戸建て5,820件のうち、賃貸や売却用など流通に供されていないものが630戸あります。市が対応している空き家の数につきまして

は、先日の大西議員への答弁のとおり 95 件となっており、そのうち所有者が特定できないものが 13 件、約 14% となっております。対応している 95 件のうち、所有者や相続者が市外に住んでいる方は、道内が 32 件、道外が 15 件、計 47 件となっており、約半数が市外にお住まいとなっております。

指導しなければならない物件は、物件数で言うと 64 件、うち 51 件は空き家特措法第 12 条に基づく助言を行っており、残り 13 件は所有者不明で調査を続けているところです。

解体に当たっての相談、補助金の考えは、解体に関する相談は、空き家の管理に関する助言や解体時の申請など、電話、窓口で対応を行っております。解体費用の補助は令和 5 年決算委員会で西川委員にお答えしているとおり、毎年、一定数の解体が進んでいることに加えまして、所有者への継続的な指導によって一定の改善があるほか、御自身で適正に管理、解体を行っている市民との公平性の確保という観点から、また、さらには補助制度の創設によって、かえって空き家を危険な状態になるまで放置されるおそれがあるといったなどから、市の財政状況も含め、慎重に検討していくことだと考えております。

空き家の庁内検討委員会並びに対策協議会のメンバーは、検討委員会は事務局の建築課をはじめ、税務課、くらし安全課など、空き家に関係のある庁内部局で構成しております。対策協議会は自治会連合会、士別市商工会議所、建設協会などと、オブザーバーとして士別警察署も含めまして 9 団体で構成をしております。

最後に、リバースモーゲージ、それからリースバックについてです。

自宅を担保に融資を受けながら住み続けるリバースモーゲージは、生活困窮を防ぐ目的で自治体を実施しているものもありますが、ほとんどは金融機関や不動産業者など、民間事業者が行っている業務でございます。自宅を売却して現金化し、賃貸契約を結び、引き続き同じ住宅に住み続けるリースバックについても同様に、民間事業者が取り扱っているものとなっております。これらの制度は、高齢化社会となった現在、再度注目を浴びておりますが、物件の評価額が下落した場合に融資が打ち切られる可能性、賃料の上昇によって住み続けることが困難になるおそれなどがありますことから、積極的な推進は考えてございません。現在まで、市へのこの 2 つの相談実績はございません。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 丸生涯学習部長。

○生涯学習部長（丸 徹也君） 私のほうから、東高校に関する御質問にお答え申し上げます。

まず、移転後の校舎利用についてです。

1 月下旬から先月 25 日まで、校舎の在り方についての説明会を上士別、多寄、市内の 3 地区で開催してまいりました。これまでも一般質問でお答えしているとおり、東校の移転理由といたしましては、新築には多大な費用がかかることや、現校舎の老朽化が著しく、大規模改修することが困難であることから移転をする判断に至ったものであり、説明会におきましても同様に説明しております。

現校舎は昭和 34 年に校舎南側部分を建設後、体育館、学年校舎等、増改築をしていますが、木造非耐震建物であることから、移転後にほかの公共施設として活用することはできないため、将来的には解体せざるを得ないものと考えているところでございます。

次に、校舎移転後におけます農業体験教育の継続及びカリキュラムの変更についてです。

東高校の教育方針及び指導の重点といたしまして、地域に根差した体験的な学習活動などを柔軟に取り入れた教育課程の編成や、主体的に学ぶ意欲を高めるため地域資源を活用した体験的学習の充実に努めるを掲げております。

これまでも地域の協力の下、様々な東校ならではの授業を実施してまいりました。とりわけ農業体験におきましては、本市の基幹産業であります農業と食の大切さなどについて、生徒一人一人が汗をかき、貴重な体験をしてきたものと考えております。

移転の候補地であります多寄地区においても農業体験活動が継続できる環境にあり、教職員も上士別地区同様の体験活動が大切であると認識していることから、移転後においても農業体験活動に取り組んでいきたいと考えています。これまで支えてくださった上士別地区の皆さんのサポートもいただきながら、継続できる体験的活動について、地域の皆さんと協議して進めてまいります。

また、カリキュラムにつきましては、移転後の令和 11 年、12 年までは、おおむね現行のカリキュラムの予定でございまして、引き続き総合的な探究の時間などで農業体験活動について実施していきたいと考えております。なお、令和 14 年度から新教育課程へ移行する予定となっております。

最後に、学力向上などに向けました支援策についてです。

東校の生徒支援対策といたしまして、教科書、副教材、実習費の無償化、また各資格取得受験料の半額助成を実施しているほか、士別市といたしましてバス通学の補助、下宿費用の助成などについても実施しているところでございます。これらの支援策につきましては、移転後におきましても引き続き継続できるよう努めてまいります。

私のほうからは以上でございます。

○副議長（村上緑一君） 藤田農業振興課長。

○農業振興課長（藤田昌也君） 私のほうから、地域の魅力でにぎわうまちづくりのうち、どのようにクリーン農業を推進するのか、また本市独自のクリーン農業への具体的な考えについて、答弁をさせていただきます。

第 5 次士別市農業・農村活性化計画では、基本目標に豊かで魅力ある農業・農村を目指してを掲げ、持続可能で地域に根差した農業の継続的な発展と、活力にあふれた豊かで住みよい農村の創造を通じて、次世代に誇れる魅力ある農業・農村の実現を目指すことといたしました。

施策の柱といたしましては、人づくり、土づくり、そして持続可能な生産体制の 3 つの柱を重点項目に設定したところです。

議員お話しの環境保全型農業の推進につきましては、土づくりの基本施策として推進をして

いく考えでございます。

御質問の本市におけるクリーン農業の推進につきましては、国の環境保全型農業直接支払交付金、中山間地域等直接支払交付金を活用し、農業の多面的機能の発揮による環境負荷の低減に取り組む農業者を支援してまいりたいと考えております。

また、具体的な考えといたしましては、農作物の収量と品質の安定化を図るため、持続的な農業生産と環境保全を支え、地力の維持・向上に欠かせない土づくりを目指し、堆肥の活用や、化学肥料・化学合成農薬の使用を可能な限り抑えた環境に優しいクリーン農業を推進していく考えでございます。

以上でございます。

○副議長（村上緑一君） 増田企画課長。

○企画課長（増田晶彦君） 私から、地域の魅力でにぎわうまちづくりのうち、移住定住の促進について、お答え申し上げます。

御質問にありました地域循環型住宅リフォーム推進事業及び地域循環型住まいづくり促進事業、こちらの制度につきましては、移住者の利用については既に、現在の制度・枠組みにおいて利用が可能となっております。

また、利用に当たりましては事前の申請が必要とはなりますが、どちらも申請時点においては市内に居住している必要はないことから、移住に向けた準備段階から制度の活用が可能となっております。

また、御質問いただきました子育てグリーン住宅支援事業リフォーム用など、道や国が行っている他の支援事業につきましても、それぞれに要件は定められておりますが、市の制度との併用につきましては可能であるものが多いと理解しているところでございます。

現在、移住定住促進交流協議会、M a z a r u のホームページ、こちらに移住に関する様々な支援制度を掲載しており、リフォーム促進事業、住まいづくり促進事業についても市のホームページとリンクしているところでございます。引き続きまして、制度の周知をはじめ、移住者への支援に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（村上緑一君） 藪中建設環境部長。

○建設環境部長（藪中晃宏君） 訂正させていただきます。

空き家の件数ですが、630件と申し上げました。賃貸や売却用など、流通に供されているものを除いた空き家は630件と答弁申し上げるところを、賃貸や売却用など、流通に供されているもの630件と答弁申し上げましたので、訂正いたします。

○副議長（村上緑一君） 中山議員。

○11番（中山義隆君） ちょっと項目が多いので、自分もちょっと手間取っています。

道路に関して、その標識について理解はしたんですけども、現在は駄目だということなので、それでも、何本か程度でも、見通しのよい区間を決めながら市のほうでちょっと見ていた

できればという要望でございます。

それと、東高の今後の施設についてなんですが、まだまだ部分的には使える可能性のあるところは、やはり多数あると思います。というのは、従来のトイレにしても、くみ取り式だったのを衛生管理するために直したりとか、あと体育館の裏の元音楽室だったかな、そういうところの屋根を直したりとか、あとセラミックのところはまだ使えるだろうし。そういった感じの中で、部分的にでも地域の要望に応えられて、売却というのか譲渡というのか、そういう感じを考えられるのであれば、ちょっとそこについてお聞きしたいと思います。

まずはそこだけ、ちょっとお願いします。

○副議長（村上緑一君） 丸生涯学習部長。

○生涯学習部長（丸 徹也君） 中山議員の再質問にお答えいたします。

私のほうから東高の校舎の再利用の部分について、市の考えといたしましては先ほど申し上げたとおりでございますが、部分的な建物の状況として、使える場所もあるのではないかとということだったんですけれども、あくまでも公共施設ということで活用する部分については、まず先ほども申し上げたとおり、建物が木造であり、また耐震基準についても現行の基準にのっとっていないというところもございますので、そういった部分では、どうしても公共施設という形で活用することは非常に難しいものと、私どもは認識しているところでございます。部分的に使えるという形になりますと、いろいろと建築基準法の問題もあると思いますし、特に公共施設という部分で言えば困難であるという考え方でございますので、その点については御理解いただきたいと思います。

また、民間的な活用の部分については、現状としてはそういった御要望等もない形ではございますが、その部分での対応については現状、現時点での市の考えといたしましては、そういった方向も同様の理由から現状としては想定はしていなかったところでございます。

以上でございます。

○11番（中山義隆君） 今、部長のほうから東高についてのお話があったんですが、市で公共施設に転用してはという意味ではなくて、もし地域が欲しいということであれば、地域が管理することは可能なかということをお聞きしたので、やはり公民館関係でいうと、兼内の小学校辺りもそうだったんですが、体育館が新しいということで、従来の2階建ての校舎も公民館で使うということだったけれども、結局、今の時点では補修もしなかった、何もしなかったということで、校舎のほうがすごく邪魔くさくなるというか、もう管理ができなくなっているの、そういう状況に陥るのであれば、西小学校とか、そういうのであれば、地域に利用があれば地域に譲渡という形は取れないんでしょうかということだったんですが。よろしくお願いします。

○副議長（村上緑一君） 大橋総務部長。

○総務部長（大橋雅民君） 閉校後の校舎の取扱いということで、普通財産のほうの管理になろうかと思っておりますので、私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

東高はまだ使っていますし、この後まだ2年、3年使う予定になっています。まず、その時

点でちょっと判断ということになるかと思いますが、現時点で取扱いをどうするのかといった議論までは至っていないというのが実情でございます。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 中山議員。

○11番（中山義隆君） 大橋部長のほうからもいただいたんですが、やはり事前に計画を組みながら、国の移転後の話も3年前から、やはり議題に上げながらしていくのがいいかなと思います。移転された時点で考えていったら、また数年たって、本当にがたがたになってしまうと思いますので、地域としてそれを守っていく考えを持っている人が何人かいるので、そういった感じで考えていただきたいなと思います。答弁はいいです。

リフォームの件についても、やはりいろいろな感じの中で制約、基準を通しながらやっていただけるということで、今後も進めていってほしいなと思いますし、やはり移住定住者についてのリリースも、ホームページを全員が見ているような感じも思いませので、何らかの連絡というかを取っていただきたいなと思ってております。これは答弁はいいです。

以上で終わります。

○副議長（村上緑一君） 4番 湊 祐介議員。

○4番（湊 祐介君） 令和8年第1回定例会に当たり、通告に従い大綱質疑を行います。

令和8年度は第2次士別市まちづくり総合計画の初年度であり、渡辺市長の2期目の政策骨子を実現するための極めて重要なスタートの年であると認識しています。市長が掲げる、市民が豊かにいつまでも安心して暮らせるまちの実現を後押しする観点から、市政運営の根幹となる点について、幾つか伺いたいします。

初めに、将来への投資と財政健全化の両立について。

新たに策定する行財政運営方針に基づく取組を推進し、DXやBPR推進事業による効率化を図る一方で、新年度予算案では起債を前年度比51%増と大幅に活用する計画となっております。これは人口減少という厳しい現実に対し、縮小均衡ばかりではなく、積極的な投資で未来を切り開くという市長の強い意志の表れとお見受けいたします。この投資が将来の財政健全化や市民サービスの維持向上にどのように結びついていくのか、その長期的展望と戦略などをお伺いいたします。

次に、共創のまちづくりと市民との信頼構築について。

市民自治の原則に基づき、市民や企業との対話を重視した共創による市政運営を掲げられております。一方で、一部の事業見直しや施設の統廃合など、市民に理解と協力を求める場面も多くあります。市長が描く共創とは、単に合意形成を超え、市民が市政の当事者として誇りを持って参画するため、どのような仕組みや対話を示すのか、市民の力を最大化し、共に未来を創り上げるための意思をお伺いできればと思います。

最後に、新年度予算は国の責任ある積極財政に合わせ、第2次総合計画のスタート予算案であると受け止めております。そこでお伺いしたいのは、市民一人一人の暮らしがどのように豊

かになるかという点です。方針にある雇用の創出や所得の向上は、市民が最も関心を持つ部分だと思います。施設再編支援やにぎわい創出事業などの投資が数字上の経済を動かすだけでなく、どのような形で市民生活に還元されるのか、市長の描く好循環のビジョンをお伺いし、この質問を終わります。

○副議長（村上緑一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 湊議員の市政執行方針についての御質問のうち、市政運営の基本的な考え方について、私のほうから御答弁をさせていただきます。

まず未来への投資、それから財政健全化の両立についてでございます。

これまでもこの議場で申し上げてきましたが、公共施設、それから市が行っている事務事業、こういったものの最適化というのは避けられない課題であると認識をしております。これは財政健全化に向けて、これからも進めていかなければならない事項だと考えているところです。ただ、その一方で単に廃止、あるいは削減ばかりでは、まちの魅力と、あと市民の皆さんの気持ちもどんどん萎縮してしまう、そういったことを考えています。そういったことから本市の魅力向上、それから新たな価値の創造、将来への希望へつながる分野、こういったものへの投資、これも一体的に推し進めていく必要があると考えています。

また、未来への投資についてであります。単純に投資をするということではなくて、特にDX、それからBPRによる効率化、こういったものや、生産性の向上を目指すものに投資をしていく、あるいは産業基盤の強化、それから地域経済の活性化へ重点的に投資をしていく、それからさらに過疎債などの有利な起債を活用する中で施設の更新、あるいは長寿命化を図っていく。それから、こういったハード面だけではなくて人的資本、それから人材育成、こういった人への投資なども含めて、実質的に負担を最小限に抑制する中で5年後、そして10年後のコスト、それからリスク、こういったものを低減していきたいと考えているところです。そして、それが結果として市民サービスの質の維持・向上、これにつながるものであり、将来の成長力を高めることにもつながります。そのことによりまして、次世代に自信を持って魅力的なまちを引き継ぐことができる、そういったものにつながると考えているところです。このように将来への成長の種をまくこと、それからその種をまくために、種をまける環境、これを持続的に整えることが重要だと認識をしているところです。

次に、共創によるまちづくりと市民との信頼構築についてです。

私が掲げている共創という言葉の狙いではありますが、これは単なる行政からの説明、それから合意形成、それだけにとどまるものではなくて、市民や団体、あるいは企業の皆さんにまちづくりの主体として関心を持っていただいて、さらに参画していただく、ここが重要だと考えています。

そのためには初期段階から参画できる体制づくり、こういったものが必要と考えておりまして、現段階で想定している主なものとしたしましては高校の移転、それから子供の屋内施設整備、それから将来を左右する重要事業、こういったものにつきましては市民の皆さん、それか

ら関係団体、そういった皆さんの意見を聞く機会をしっかりと設ける中で丁寧な対話を積み重ねていく、これまでマネジメントにつきましてもそのようにやってきましたが、引き続きこれを続けていきたいと思っております。

それから、市民の皆さんが主体となっている活動、市民活動、地域活動、こういったものに、共創のまちづくりに対する支援ということで、これも継続をしていきたいと考えています。市民の皆さん、それから関係団体、企業の皆さんが自分ごとという目線を持っていただいて、地域の課題を解決する力、これについて行政としてバックアップをしていきたい、そのように考えています。

それから3つ目として移住定住、あるいは特産品の発信、地場産業の振興などにおいて民間団体、それから企業との連携をさらに深めて、民間の皆さんが持っている知恵、活力、こういったものを行政、市政に反映していくこと、こういったことなどに注力をしていきたいと考えています。

このように、個人的な利害、あるいは立場、こういったものを超えて、士別市、まちの未来をみんなで切り開いていける実感、みんなでつくり上げている実感、こういったものを持てるようなまちづくり、これが私が考えている共創のまちづくりでございます。

以上です。

失礼いたしました。

その一方で、先ほど申し上げましたが、このたびのマネジメントのように、将来を見据えて厳しい、あるいはつらい判断、こういったものもしていかなければならないと思っています。そういった部分では、しっかりと私自身もまちづくり、それから行政の責任者として、こういった困難な課題から目を背けることなく、これまで同様、市民の皆様と膝を突き合わせて対話を重ねていきたいと考えているところです。

以上です。

失礼いたしました。ごめんなさい。段取りの関係で。

新年度の予算編成について、これが2つ目です。それから成長投資による市民生活の還元についてです。

このたび、J A北ひびきが実施いたします共同利用施設、これについての再編整備事業、これにつきまして本市の基幹産業である農業の生産性向上、それから安定供給体制の構築など、豊かで魅力のある農業・農村を次世代に引き継ぐための基盤となるものと認識をしています。それから、羊のまち士別まちなかにぎわい創出事業、これにつきましては地域未来交付金、これを活用の上、道の駅を拠点にいたしまして、これまでの一過性のイベントから脱却をいたしまして、地域の多様な参画による稼ぐ仕組みづくりを念頭に置いた、新たな循環をつくり出す仕組みです。

これにつきましても昨日、答弁をさせていただきましたが、これまでのように実行委員会が主体となって取り組むということではなくて、参画してくれる皆さんと共に、知恵を出し合わ

せてつくっていく、市民の皆さん、団体の皆さんが主体となるイベントという位置づけで考えております。そして、これらが単なる農業所得の向上、それから道の駅の利用増にとどまることなく、地域のブランド力を強化し、地域外からの外貨獲得能力を高め、それが関連産業の雇用につながり、そして市民の所得の向上、それから消費の拡大、こういったものへと還流し、税収の増から、また新たな投資という、そのような循環をつくっていく、これが理想であると考えています。こうした成長投資による好循環は、すぐに直ちに実現するものではないと考えており、効果や数字、それから所得として現れるまでに一定の期間、こういったものがかかるだろうと考えているところでありまして、中長期的な視点で市民生活の潤いという形で還元できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（村上緑一君） 湊議員。

○4番（湊 祐介君） 2点ほど再質問させていただきたいです。

有利な過疎債を利用してハード面とソフト面と両方進めていくというところで、優先順位はどのようなものがあるのか、今の段階で優先順位の高いものをお示しできるのか、お聞きできればお聞きしたいのと。

共創の部分で、まちづくり懇談会などへ私も参加させてもらっていて、市長自ら率先して足を運んで市民の皆様の意見を聞く機会を目にしているんですけども、その取組の、何というんですかね、仕方というか、会話の方法をもう少し、ただ説明するだけではなくて、もう少し若い層だったりとか、いろんな方々に意見をいただくような仕組みづくりがあるといいのかなと思っておりまして。特に懇談会などで顔を見る方々というのは、やはり政治だとかに興味をもともと持っている人であって、そうじゃなくて、もう少し、その必要性もあると思うんですが、いろんな方が参加して意見交換できる場があるといいのかなというところで、そういった考えも今後持ってほしいなというところで御意見をいただきたいです。お願いします。

○副議長（村上緑一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 私から、今回の説明会のことも含めて、それについてお話をいたします。

それから過疎債につきましては総務部長のほうから御答弁いたします。

今回の全15回実施いたしましたまちづくり懇談会では様々な意見をいただいた一方、終わってから、来られた方から、ちょっと意見が出しづらい雰囲気だったというお話も直接、私もいただいております。それは湊議員のおっしゃるとおりかなと思います。今回はあくまでも、懇談会という名前ではありましたが、まずは情報提供という形で、行政のほうからまずは、当初は、最初は一方的にお話しして、それに対して御意見をいただくという形を取りましたが、なかなかやはりそこに入ってきてづらかった雰囲気は恐らくあるんだろうなというのは、前回もお伝えしたとおり、反省点の1つでもあると考えております。

また、例えば受益者の方、受益者じゃない一般の市民の方、あるいは男女、それから年齢の関係、それぞれの立場の市民の方がおりますので、こういった形が意見が集約しやすいのかと

いうのは、これからまたさらに煮詰めて、今後の、これからまた第2期目の公共施設マネジメント基本計画期間に入りますので、取組を進めたいと思いますが、いずれにいたしましても、市民の皆様がそれぞれの立場で御意見を持っているというのは今回のことで十分に私たちも認識いたしましたので、湊議員の御提言のとおり、御意見の集約が取れるような形、例えばアンケートがいいのか、そういった議論もあるかと思いますが、様々な手法について、また庁内共有いたしまして、さらに市民の皆さんからまちづくり参画してもらいやすいような仕組みづくり、これにはしっかりと力を入れて取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 大橋総務部長。

○総務部長（大橋雅民君） 過疎債の関係について、私のほうから答弁させていただきます。

このたび、来年度から8年間の総合計画を策定しました。議会のほうにも議決をいただいたところです。8年間、それぞれの年度にハード、それからソフト事業を組み立てたところです。もちろん、その中で財源として過疎債を活用した事業も多くあります。過疎債、ほかの起債もそうですが、いろいろなメニューが決められています。そういった中で過疎債が活用できるものについては優先的に過疎債を充当していくことで組み立てたところで、今後もそのような方針で進めていきたいと思っています。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 湊議員、どうぞ。

○4番（湊 祐介君） 次に、教育行政執行方針について、お伺いいたします。

教育行政執行方針に示された、誰もが先生になれ、誰もが生徒になれるまちについて、お伺いいたします。

本市では長年、地域と連携した農業学習に取り組んでこられてましたが、まずはその現状認識について、お伺いいたします。

現在、子供たちはどのような頻度や形態で農業に触れ、それに対し学校現場や教職員はどのような役割を担っているのか。また、現在の農業体験の到達点と課題などをどのように分析されているのか、お伺いします。

あわせて、今後の展望について、提案を含めてお伺いします。

各校で展開されている農作物栽培を中心とした体験は、食育の重要な役割を担っていると認識しています。しかし、本市のアイデンティティである畜産・酪農、牛、サフォーク種を選択肢に加えることで、さらに士別らしくなるのではないのか。畜産の生産現場の視点を加え、地域生産者の協力を得て生産の現場を学ぶ、士別ならではの取組について、お伺いをお聞きします。

次に、生涯スポーツの振興について、さらに踏み込んだ施策の必要性をお伺いいたします。

執行方針では、トップアスリートとの交流やオリンピックによる教室を継続し、子供たちに夢や希望を持つきっかけを与えるとしています。現在、士別市スポーツ協会等が取り組んでい

るバルシューレなどの活動は、多くの子供たちがスポーツに親しむ入り口として大きな成果を上げていると評価しています。しかし、そのきっかけの先に、子供たちが描いた夢を具体的な競技力向上へとつなげる受皿が今の士別市に十分にあると言えるでしょうか。せっかく一流の指導者に触れても、それを日常的に継続し、専門的なトレーニングへと転換させる環境がなければ、才能ある子供たちは市外へ流出するか、あるいは夢を諦めることになっているのではないのでしょうか。

そこで私は、体験から育成へとフェーズを引き上げるため、専門のコーチングスタッフを配置し、士別市スポーツアカデミー（仮称）といった育成事業を創出すべきと考えています。現在行われている事業の枠を超え、競技力の向上を重点に置いた専門スタッフによる指導体制を構築、これこそがリニューアルされる陸上競技場、ジャンプ競技場をはじめとする本市のスポーツインフラに魂を吹き込み、子供たちが次のステージへ向かうための確かな道筋になると確信しております。

こうした専門スタッフによるアカデミー育成事業について、教育行政として新年度から調査・検討を開始する考えはないのか、また現在、取組をしていることはあるのか。合宿に訪れる実業団や大学チームとの連携を、単なる交流から継続的な指導の仕組みへと進化させる可能性について意見をお聞きして、質問を終わります。

○副議長（村上緑一君） 泉山教育長。

○教育長（泉山浩幸君） 私から、ふるさと教育、キャリア教育について、お答えいたします。

初めに、子供たちがどのような形態で農業に触れ、教職員はどのような役割を担っているかについてであります。

農業学習は本市のふるさと教育、キャリア教育の一環として、士別市の基幹産業である農業について理解を深めるため平成 27 年から実施しており、各小学校においては 3 年生以上は総合的な学習の時間での学習として年間 70 時間のうち半数程度の時数を位置づけ、1・2 年生は主に生活科の学習として同程度の時間の中で学習が展開されているところであります。

市内小学校 6 校においては主に野菜の栽培を行っており、年度当初に、何を栽培するのかを決めるところから、苗を植え、水をやり、草取りなど、約半年間にわたって作物を育てたり管理したりするとともに、秋には収穫の喜びを味わう収穫祭を行ったり、収穫記念発表会を開催したりするなどして、学習のまとめを行っております。

本学習では、教職員は生活科や総合的な学習の時間の指導者として、半年間に及ぶ探究的なカリキュラム編成に基づく各スパンの学習活動の改善を図っています。また、学習の節目には専門的な知見を持つ地域の農業者や、農業経験者である実りの先生を外部講師として招き、本教育活動に関わっていただく中で、指導者や子供たちに対しての御指導、御助言をお願いしているところであります。

子供たちは農業学習を通して食物の大切さ、収穫の喜びを実感するとともに、本活動を通して地域とのコミュニケーションが育まれると考えています。これら農作物を育てる体験活動を

行う中で、子供たちからは、雑草がすぐ大きくなって大変だったとか、それから暑い中で苦労して育てて収穫した野菜はとてもおいしかったといった声が聞かれたことや、J A北ひびき訪問では農業の役割や農作物の流通を理解したり、事業所では野菜の栽培、加工、出荷まで行う6次産業について学んだりするなど、食を支える仕事への理解と関心が高まり、大人も子供もやりがいを持って働くことの大切さなどを実体験できる学習であるものと考えています。

次に、農作物体験から畜産・酪農を加えた土別ならではの取組についてであります。

畜産・酪農は本市農業を支える分野の1つと認識しており、議員お話しのとおり、本市の象徴となる教育資源を積極的に活用し教材化することは、情操教育の観点からも大切な視点であると捉えているところであります。

現行学習指導要領では、年間70時間の探究課題は児童の興味関心を踏まえ、例示ですが情報、環境、福祉、それからオリンピックを含めた国際理解など、各学校が定めた題材の学習を通して自らの生き方を考えることにつながっていく時間となることから、教育委員会では、畜産・酪農の題材化については各学校が地域や児童の実態に応じ判断するものであると考えております。

本市には、畜産・酪農業のほかにも商業・工業など、様々な産業があり、見学・体験の受入れが可能である事業所などを各学校に紹介していることから、教育委員会では今後も小学校の施設見学、中学校の職場体験、高等学校のインターンシップといったキャリア教育が一層充実したものとなるよう、引き続き各事業所との連携を図った情報提供等の支援に努めていくところでございます。

以上でございます。

○副議長（村上緑一君） 徳竹合宿の里・スポーツ推進課長。

○合宿の里・スポーツ推進課長（徳竹貴之君） 私からは、生涯スポーツの振興について、お答えいたします。

教育行政としてアカデミー型育成事業を実施するということに対してであります、まずは子供たちに対する現在の取組状況について、答弁いたします。

子供たちがスポーツを楽しみと感じられる環境を整えるということを前提としまして、一人一人の発達段階や能力に応じた適切な育成を行うことが重要であるとの認識の下、土別市スポーツ協会が主体となって北海道教育大学岩見沢校と連携し、令和5年度からバルシューレを実施してきております。子供が運動を好きになるきっかけづくりと、基礎的な運動能力の向上を目指して取り組んでおります。このバルシューレをきっかけとし、さらにスポーツ協会においてはスポーツや運動を上手になりたい、試合に勝ちたいといった向上心を後押しする選手育成の取組も実施をしております。

具体的にはジュニアスポーツアカデミー、もう一つが競技力アップトータルサポート事業であります。基礎的な身体能力の向上や競技力を支える土台づくりに取り組んでいます。これらの事業では、栄養、メンタル、フィジカルなどの専門的知識を学ぶ機会を設け、選手本人のみ

ならず指導者や保護者も含めた総合的な支援を行い、選手の可能性を最大限に引き出す環境づくりを進めています。

また、士別市スポーツ協会が事務局を担っておりますスポーツ少年団本部では、毎年、ジュニア体力テストを実施してきております。令和7年度からは従来までの運動適性テストに加え、計測機器を活用した新たな測定による科学的な評価を取り入れて実施してきております。昨年12月に実施し、昨日2月28日にはフォローアップセミナーを実施し、テスト結果と考察についての説明を行うとともに、結果を踏まえた具体的なプログラム提案を行っております。

本市としましては、子供たちのアカデミー型育成といった競技力向上など、専門的な領域に対する支援については、今後も継続的な身体把握により子供たち一人一人の強みと弱みを把握しながら適切なプログラムを提案し、少年団などのチーム活動と連動させた取組を進めていくため、士別市スポーツ協会主体の取組を連携を図りながら支援し、子供たちがスポーツに親しむ段階から次の成長段階へとつながる道筋を引き続き整えたいと考えています。

また、合宿チームとの連携の在り方についてであります。今年度、合宿に訪れた陸上実業団チームの協力により、地域自治会と連携した夏休み期間におけるラジオ体操での交流をはじめ、学校事業、陸上少年団における陸上教室での指導などを行ってきております。今後においてもキャリア教育の一環として、実業団チームなどに協力依頼をお願いしていきたいと思っておりますし、継続的な指導に対する仕組みづくりについては、これも合宿で訪れるチームなどと相談しながら検討してまいりたいと考えております。

○副議長（村上緑一君） 湊議員。

○4番（湊 祐介君） 1点、再質問させていただきます。

生涯スポーツの振興の部分のところについて、スポーツ協会と各種団体と協議しながら考えていくということだったんですが、人材の発見というか雇用というかの部分について、もし考えがあるというか、今後、専門的なスタッフをもし置ける考えがあるのか、もしその検討をさせていただけることが考えられるのかだけ、ちょっとお聞きしたいです。

○副議長（村上緑一君） 徳竹合宿の里・スポーツ推進課長。

○合宿の里・スポーツ推進課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

先ほどお話をさせていただきましたジュニアスポーツアカデミーの関係ですけれども、先ほど栄養、メンタル、フィジカルなどの専門的知識を学ぶという形のお話をさせていただきましたが、こちらのほうでやっている講師の方々というのは、士別市スポーツ協会のほうでいろんな人脈を駆使して、その道の専門家の方々をお呼びしています。それぞれ栄養学の専門の方、メンタルの専門の方、フィジカルの専門の方ということで、例えば令和6年度の実績、令和7年度もほぼほぼこの形で実施されてきておりますけれども、今登録しているアカデミーについては、市内の4つの団体がチームとして登録して、栄養学としては年3回、メンタルとしては年2回、フィジカルとしては年4回、それぞれのチームが、合同でやるということもあるんですけれども、基本的には一チームごとということで、年間、トータルで実施をしてきておりま

す。

こういった形で、当然、湊議員が求められているところとすれば常駐をして、日々、子供たちを見られる環境というところなのかもしれませんが、現段階におきましてはスポーツ協会を中心としながら、そういった専門的な方々に定期的に、継続的に来ていただく形で取組を進めているところでありますし、今後において、しっかりとそういったスポーツ協会をはじめ、各種関係者、関係団体の方とも協議をしていく中で、今後の子供たちのスポーツへのアプローチの仕方というところをしっかりと協議できればと思っています。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 以上で、湊議員の質疑を終了いたします。

8番 佐藤 正議員。

○8番（佐藤 正君） 通告に従いまして大綱質疑をいたします。

市政執行方針についてであります。

1つ目の質問、道の駅を拠点とした羊のまち士別まちなかにぎわい創出事業については、昨日の武井議員の質問と重複しますので割愛させていただきます。

2つ目の持続可能な公共交通の実現について、質問をいたします。

地域公共交通については何度か質問をさせていただきました。言うまでもなく、地域公共交通は住民の足であり、通学や通院、買物などの子供や高齢者、障害者にとっては移動手段の自由の保障そのものであり、地域での生活に直結しています。車社会の浸透や過疎化に伴い、利用者の減少、採算性の面から路線や便数が減少し、それに伴う利便性の低下からさらに利用者が減るという悪循環が発生し、地域公共交通は崩壊のふちに立たされています。

市としても公共交通は維持していかなければならないと、これまでも多額の補助金や委託料を充てており、今後も利用者の増加が見込めない中、全てを維持していくのは困難で、次年度において新たな公共交通計画を策定する公共交通活性化協議会と連携を図りつつ、市民や利用者の意見を聞きながら持続可能な地域公共交通の在り方について検討していくという答弁をいただいております。バス会社も、このままでは路線を維持できないと、苦しい経営状況を訴えております。将来にわたって持続可能な公共交通を維持することは難しく、抜本的な見直しが必要な時期に差しかかっていると思います。

持続可能な公共交通については、新たな地域公共交通計画に基づき、自家用車の利用が困難な高齢者や通学でバスを必要とする学生など、移動手段の確保が不可欠な方々へのサービスを将来にわたって維持していくために、利用者のニーズを的確に捉え、限られた資源を最大限に活用することで持続可能な地域公共交通の実現を目指すとうたわれております。

そこで、持続可能な地域公共交通、市民の移動手段の確保を目指して令和8年度から12年度までの5か年の計画案を策定するということで、昨年から地域公共交通活性化協議会の開催や公共交通に関する市民アンケートも実施し、分析し、1つ目としては、利用実態に応じた効率的なバス路線の再編、2つ目としてニーズや地域特性に応じた新たな交通モードの導入検討、

3つ目には地域全体で支え合う官民共創の推進、4つ目には分かりやすく利便性の高い情報発信の強化、5つ目は将来を見据えた交通体系の調査・研究と、5つの目標と取組内容をまとめたことと思います。今後の課題や方向性を伺いまして、この質問を終わります。

○副議長（村上緑一君） 大橋総務部長。

○総務部長（大橋雅民君） ただいまの御質問にお答えいたします。

地域公共交通計画の策定に向けた協議については、交通事業者や各地区自治連、運輸支局をはじめとする各関係機関から構成される地域公共交通活性化協議会で議論を重ねてきたところ です。これまで5回にわたり協議会を開催し、アンケート調査の結果や骨子の確認をはじめ、計画案への意見をいただいております。主な意見としては、高校生の通学に関する利便性の確保や交通事業者の運転者不足問題、市民が利用したくなる交通体系などについて、意見があったところであります。協議会の意見も踏まえ、1月に素案がまとまったことを受け、2月18日からパブリックコメントを実施しています。

今後の課題についてであります。本市のように行政面積が広大で、居住区域が分散している地域では、自家用車への依存度がもともと高いことに加えて、人口減少により公共交通の利用者の減少が続いているのが現状です。

議員お話しのとおり、利用実態を踏まえると減便等は避けられない状況でありますけれども、減便による利便性の悪化によって利用者が減少するという悪循環によって公共交通が維持できなくなるおそれがあります。また、物価等の高騰による運行経費の上昇や、深刻な運転者不足により、今後、物理的に公共交通の維持が困難となる可能性があると考えています。

今後の方向性でありますけれども、こうした実態と将来の可能性を踏まえ、新たな公共交通計画では5つの目標を定め、将来にわたって持続可能な地域公共交通の実現を目指していく考えです。特に、5つ目の目標である将来を見据えた交通体系の調査・研究については、さきに申し上げた課題がある中で、これまでも検討してきてはいますけれども、加速して検討を進めていきたいと考えています。

また、公共交通を取り巻く環境が目まぐるしく変動しているということから、時流に残されないよう、計画期間を当初8年で考えていましたけれども5年に短縮し、計画を策定したところです。

私からの答弁は以上になります。

○副議長（村上緑一君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 再質問をしたいと思います。

国土交通省の調査では、路線バス事業者の87%が赤字になっています。採算性の悪化を受け、各地で路線バスの廃止や減便が相次いでいることは御承知のとおりだと思います。国の補助金なども活用し、不採算でも支える必要がある公共サービスだと思います。運転手さんの待遇改善も含め、運行維持のための財政支援を行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（村上緑一君） 大橋総務部長。

○総務部長（大橋雅民君） 公共交通の関係で行きますと、国土交通省、国、それから道、市、それぞれ補助制度の概要が決まっているところです。私ども市としても、これまでその制度に基づきながら事業者のほうに委託料なり、それから補助金なりを支払ってきています。それを今後ちょっと拡大というのはなかなか難しいと思っていますけれども、国や道の制度に基づきながら、引き続き市としても継続した補助、委託に努めていきたいと考えているところです。

以上です。

○8番（佐藤 正君） 終わります。

○副議長（村上緑一君） 以上で、佐藤議員の質疑を終了いたします。

まだ大綱質疑が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩をいたします。

（午前11時24分休憩）

（午後 1時30分再開）

○副議長（村上緑一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大綱質疑を続行いたします。

2番 石川陽介議員。

○2番（石川陽介君） 令和8年第1回定例会に当たりまして、通告に従い大綱質疑をいたします。

まずは、市政執行方針についてです。

そして、まず初めに謝罪をしなければいけません。今回の質問の中の資料として、奈良県生駒市さんから、まちづくり総合計画のガイドブックの使用許可をいただいていたんですけども、ちょっと私の手違いで今回この場でその資料を提示することができないということになってしまいまして、生駒市の皆様と、そしてこの議会中継を見ていただいている皆様にちょっと正確な情報をお伝えできなくなってしまう可能性があることに対しておわびをいたします。

市政執行方針につきまして、市政執行方針では初めに、土別市まちづくり総合計画の初年度であることから、渡辺市長の第2期の政策骨子に掲げた8本の柱と43の施策を着実に実行することで計画に定める5つの基本目標を達成し、市民が豊かにいつまでも安心して暮らせるまちの実現に取り組みます、また施策の実行に当たっては、将来にわたって必要な行政サービスを安定的かつ確実に提供していけるよう、新たな行財政運営方針の取組を進めるとともに、土別市まちづくり基本条例に掲げる市民自治の原則及び情報共有の原則に基づき、市民や企業、団体との対話を重視しながら共創による市政運営に努めますとありました。

市民や企業、団体等との対話を重視する共創による市政運営につきまして、非常に共感をいたします。一方、まちづくり基本条例の前文に、私たちは市民自治と情報共有を基本原則に、地域力をもって土別市のまちづくりを進めますとの記載がありますが、情報共有をどのようにするかなどの詳細については記述がありません。もちろん自由度があることはいいことだと思

いますが、逆に細かくとか詳しくとかやらなくても、とがめられることはあまりないという状況になっております。共創の市政運営の精度を上げるには、対話の精度を上げる必要があります。対話の精度を上げるには、関わる全ての人のマインドセットから場づくりを始め、様々な精度を上げる必要があるかと存じますが、今回は市長もおっしゃっていた情報共有について、こちらの精度を上げるための観点で提案をいたしたいと存じます。

ここで、奈良県生駒市の総合計画のガイドブックについて、触れさせていただきます。総合計画のガイドブックの表紙には、まず、このガイドブックが何者なのか、そして何を伝えたいのかが書かれています。中身に入っていくと、生駒市が目指す姿、そしてまちづくりを進める上でのキーワード、未来の生駒市の姿など、伝えたいことを、ぱっと一目で伝えられるようなデザインをしています。細かい文字などは伝えたい言葉の後に読んでいただけるということもあり、もちろん書かれてはいますが、まずは、ぱっと一目で何を伝えたいのかが分かるようにデザインをしているというところです。

情報共有には、デザインももちろん重要な要素の1つですが、マクロ視点で考えますと、今回のガイドブックのように見やすいものであることで、まずは概要をつかむことができます。そして、興味がある人、興味が湧いた人は計画の本編へ読み進めることができます。ガイドブックでは総合計画の概要、まちの目指していることを理解できるように、また本編に興味を持たせ誘導することができるように設計されています。このように、情報共有の順序についても考える必要があります、どのような、今回の総合計画だけではなく、様々な事柄についても共有してございます。

まずは早速、一例ですが、士別が目指す未来のために新たな取組や拡大する取組、これまで行っている取組、取組はまだ決まっていますが、解決したい課題や伸び代が何かなどを可視化し、市民と情報を共有することから着手するなどをしてはいかがでしょうか。既存事業はもちろん、新規事業のインパクトをより精度の高いものにできると思います。

2つ目に、士別の総合計画はもちろん、文字量の多い計画や文章などについては、まず一目で概要理解できるものを作るべきだと考えますが、いかがでしょうか。現状もう既にやられているところはあるかと思いますが、共創の市政運営のためには総合計画を市民にまずは理解していただくことが必要だと思いますので、市民理解が深まる手法について検討してみてもいかがでしょうか。

次に、市内の経済と循環につきましてです。

循環の文脈につきましては、昨日、武井議員が質問をしておりましたので、今回は触れません。

市内の経済につきまして、最も大きな産業は、言うまでもなく農業です。今回は農業の中で課題の1つとなっている鳥獣被害防止につきまして、御提案をいたします。

鳥獣被害額、ここ最近の情報で行きますと、昨日、道北日報さんにも取り上げられておりましたが、令和7年では被害面積が、エゾシカ、ヒグマ、アライグマ、全て含めて469.6ヘクタ

ール、そして被害額が1億7,862万2,000円、これが令和7年度の数字となります。令和3年から令和7年までの間では、おおよそ1億3,000万円から2億円弱の間を推移しているところでございます。

このような鳥獣被害に対して、目標とする未来はどのような状態で、現在どのような状態で、そのギャップはどれぐらいあって、そのギャップに対してはどのような対応をしていて、目標を達成するために、今は様々な理由でできないことも含め、今後どのような解決策をお考えか、お聞かせください。

また、対策の一例として、市内において捕獲できる人員を増やすということを進めているところかと存じますが、地域おこし協力隊など、市外からも人材を募集してはいかがでしょうか。制度を利用し、任用された暁には有害鳥獣による農業被害に対して寄与できるのか、できないのかをお答えください。また、現在行っていない理由や懸念はどのようなことがあるか、お知らせください。

3つ目に、持続可能で住みよいまちづくりにつきまして、質問いたします。

都市景観の形成については、将来の人口規模を見据えた都市づくりを推進するため、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に基づき、コンパクトシティへ向けた住みやすく持続可能な市街地構造の形成を目指しますとありました。

都市計画マスタープランでは、急激な人口減少社会、少子高齢化社会を背景に、低密度な市街地形成の進行やインフラ施設の更新等、財政面及び経済面における持続可能な都市経営の確保が必要な課題となっている中、都市計画分野ではコンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づく都市づくりが求められています。このような状況を踏まえ、将来の都市像、都市構造を住民と行政が一緒に描き、その実現に向けたまちづくりの方向を定めています。

こちらが都市計画マスタープランです。そのマスタープランの中で、コンパクトシティを目指すために計画されている立地適正化計画では、生活に必要な都市機能を集積し、一定の人口密度を保つため、店舗や各種サービス施設の拠点となる都市機能誘導区域と、居住を誘導する居住誘導区域を設定しています。もし、後ほど誤りがありましたら訂正いただけますと幸いです。

都市計画マスタープランの中で、第1章の現状と課題の中で、都市構造の分析や市民アンケート等を基にまとめた課題を、たくさんある中ですが、中では市街地中心部の活力の維持、向上に向けた対策、高齢化にも対応した、車に頼らずに暮らせる環境の充実、地域の定住人口を維持するため市街地中心部の求心力の向上などを挙げられています。

また、3章の分野別方針では、土地利用及び住環境の方針の現状と課題の中に、公共施設は商業系市街地だけでなく、市街地郊外や緑辺部の住居系市街地にも立地しており、周辺住宅地の利便性や住環境を支えている側面があります。しかし、将来的には今後の人口減や施設更新の動向を踏まえ、市街地中心部への集約、再編などを検討する必要がありますなど、都市の中心市街地につきまして言及されていることが多々ございます。

計画については、中身は少し割愛させていただきますが、現在、士別市の人口は約 1 万 6,000 人を切ったところです。2050 年には約 8,000 人ほどになるという推計を以前から御説明いただいております。また、その先の未来にはまた人口が減っていき、5,000 人、3,000 人と、人口が徐々に減っていく可能性が大いにございます。

北海道内の他市町村に見学や研修に行ったところ、例えば上士幌町などでは、歩ける距離に生活に必要なお店や公共施設が立地しておりました。人の動線を考えられた町で、町民の方と話したところ、やはり町中に全ての機能が集約されていて過ごしやすい町ということをおっしゃっていて、まさにコンパクトシティと言える町並みでした。

一方、士別市でも将来を見据え、人の動線も考えられたコンパクトなまちにするために、都市計画マスタープランや立地適正化計画が策定されているところです。市民や事業者、職員の方も含め、様々な立場の方と話していても、暮らしやすさの大事なポイントの 1 つとして施設やお店の立地という話が挙がります。市街地の中にも立地のよしあしはあるよね、いや、自分たちがもう何年かしたときに、どこに店や公共施設があつたら回りやすいよねなどの声を聞くことが多く、それはやはり中心市街地にあつたらという話でした。

現在検討中、これから検討するものもあるかと存じますが、近い将来、市立病院の建て替えや総合体育館の建て替えをはじめ、様々な公共施設の整備の可能性があります。これらの施設については、先ほどの都市計画マスタープランや立地適正化計画を踏まえた上で進められているのでしょうか。お考えをお聞きます。

また、新たに生まれたり、生まれ変わる施設もあれば、なくなる施設もございます。現在進められている公共施設マネジメント基本計画の中でも、特に市街地にある公共施設では、さきに挙げた利用計画は踏まえられているのでしょうか。状況をお聞きいたします。

都市計画の文脈のまちのグランドデザインは、全ての部課におきましても周知、理解しておくべき内容です。あちらこちらに建てたり、逆に中心部にある公共施設をなくしてしまつては市民の動線はばらばらになってしまい、移動にかかる時間や利便性、移動費などのコストも考えなくてははいけません。

歩行者量によっては、市街地の活性度を検証することが可能なことを国土交通省で示されており、まちの活性化を図る歩行者量調査のガイドラインの中で、研究者のウィリアム・H・ホワイト氏の研究結果では、視界に 16.6 人以上の人が見えることでにぎわいを感じるとされています。また歩行者量によっては、その区域の店舗への経済への影響があることも同ガイドラインに示されています。

士別市においても同様な考えがあるかと存じます。こちら、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画を進めることによる目的と効果について、お聞かせください。

これらのことから、2050 年や先の未来を見据えたコンパクトシティに向かったグランドデザインが必要と考えます。立地適正化計画をベースにした、まちの機能集約についても改めて考える必要があると思いますが、いかがでしょうか。

公共施設の建設や機能停止については、公共施設に関わる庁内全ての部課において考え方や方向性の意思疎通が必要と考えますが、いかがでしょうか。現在の状況もお知らせください。

また、今回進められている公共施設マネジメントのように、立地適正化計画の都市機能誘導区域にある施設を停止することは、現在及び将来の市民の暮らしやすさに直結すると考えます。都市機能誘導区域外の入浴施設を残していくというお考えであれば、それらのランニングコストや改修費用についても比較し、市民にも共有する必要があります。なぜなら、共に創る共創には透明性が必要だからです。翠月、日向保養センター、和が舎、ぷらっとにおける収入と支出、行政から繰り入れている指定管理料や運営費について過去3年分、また今後、例えば10年、20年と、それぞれの施設を運営する場合に現時点で見えている改修内容と概算についても、それぞれお知らせください。なお、数字につきましては、ゆっくりとお伝えいただけますと幸いです。

対話による共創のまちを進めるためには、情報をまずはテーブルに上げることが必須です。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（村上緑一君） 大橋総務部長。

○総務部長（大橋雅民君） 私から、共創のまちづくりについて答弁させていただきます。

初めに、課題や伸び代を可視化し、市民と情報共有することに着手してはという御質問についてです。

課題や伸び代、将来の目標については、本定例会初日に議決をいただいた第2次士別市まちづくり総合計画の基本構想や基本計画をはじめ、各種個別計画に掲載しているところです。また、新たな取組については予算書の中に主な新規・拡大事業を掲載しています。これらの資料も含め、現在の行政の資料や文書については、多くの情報を間違いのないように伝えることなどを目的に、これまで同様、読んで分かる構成ということになっています。

総合計画については、現在、デザイン会社に委託し、見やすい、分かりやすい、伝わる表現となるよう、計画書を作成中です。あわせて、大切なポイントを要約した概要版についても作成しているところです。

加えて、市民に興味を持っていただけるよう、計画策定に当たっての高校生ワークショップや意見交換会の様子などをまとめた動画を、士別翔雲高校の協力も得ながら作成中で、いろいろと工夫しながら引き続き対応してまいりたいと考えているところです。

市民理解が深まる手法を検討してはという御質問についてです。

庁内全体を俯瞰すると、分野ごとに各部署で様々な計画や事業、取組が推進されています。各種個別計画についても、概要版を作成しているものも多くありますが、計画を数ページに要約しようとする文字が多くなってしまいう内容もあります。こうした中で、作業に関わる職員の人数や時間、大きな費用をかけないなど、限られた資源で効率的かつ効果的に進めていくためには、生成AIを活用することも実効性の高いアプローチの1つだと考えています。

昨日、西川議員の御質問にもお答えしたとおり、生成AIを組織的に活用していくためのガ

イドラインの作成も予定しておりまして、今後は必要に応じてA Iを活用することも1つの手法として、これまで以上に見せ方や分かりやすさという点を重視し、市民に伝わる資料作成に取り組んでまいりたいと思っています。

私からは以上です。

○副議長（村上緑一君） 市橋畜産林務課長。

○畜産林務課長（市橋信明君） 私から、市内経済と循環について、御答弁いたします。

初めに、鳥獣被害についてです。

有害鳥獣による農作物被害については、関係機関連携の下、対策を講じていますが、依然として多くの被害が発生している状況にあります。また、農業被害が多いエゾシカやヒグマについては、北海道の調べでは生息数が増えているという資料もありまして、猟友会の方にお伺いしても同様の見解をいただいているところであります。鳥獣被害に対して、目標とする未来を推し測ることは難しいものと考えますが、被害を抑制するためには継続した対応が必要と考えています。

また、これまで被害防止に向けた対応として、猟友会への有害鳥獣駆除業務等の委託をはじめ、狩猟免許取得費助成制度や、北海道が実施いたします狩猟免許の試験の日程の周知など、捕獲従事者の確保に向けた取組も行っております。

また、農業者に対しては、中山間地域等直接支払交付金事業を活用した集落の取組として、電牧柵の設置への助成も行っています。

今後につきましては、これまでの対応を継続的に実施していくとともに、情報通信技術などを活用したスマート鳥獣対策について様々な対策が研究開発されていることから、その動向を注視していきたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊の募集についてです。

御提言のありました地域おこし協力隊の募集については、近隣自治体において協力隊制度の活用が進んでいますが、本市においては猟友会に新たな会員が加入し、捕獲従事者が増えていることから募集を行っていない状況です。仮に本市で協力隊を任用し、駆除活動に従事した場合、農業被害の低減に寄与するのではないかと考えられますが、猟友会と円滑に駆除活動を行っていただいただけるかなどが心配されるところです。

現在、猟友会においては熟練ハンターが多数在籍し、これまで多くの鳥獣駆除に尽力いただいています。また、新たに狩猟免許を取得し、猟友会に加入された方に対しても、駆除技術や鳥獣の生息域、その特性が引き継がれています。

現状、猟友会においては年配の会員が多く、ヒグマの目撃情報が多く寄せられる中、巡回等の負担が増加していくことが予想されます。このようなことを踏まえまして、協力隊制度の活用について、猟友会の意見や他自治体の状況を参考にしながら将来的な視点で検討をしたいと考えています。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 藪中建設環境部長。

○建設環境部長（藪中晃宏君） コンパクトシティの関係について、御答弁申し上げます。

都市計画マスタープラン、それから立地適正化計画の概要については議員お話しのとおりであります。

市立病院、総合体育館などの公共施設の建築についてということでありましたが、両施設につきましては計画の議論というのはこれからであります、本市の都市機能を支える重要な施設であり、生活に必要で、アクセスのしやすい都市機能誘導区域に誘導すべき施設として位置づけておりますので、再整備においては両計画を踏まえた上で検討されていくものと考えています。

マネジメント計画につきましては、公共施設マネジメント基本計画は人口減少社会への対応や将来的な財政負担の平準化のために、公共施設の総量を適正な範囲にコントロールしようとする計画でありまして、その目標は延べ床面積を20%削減するといった計画になっております。このため、都市マスと立地適正化両計画の理念や方向性は踏まえつつも、都市機能誘導区域内にあるというだけで個別の施設の存廃を判断しているものではございません。

次に、立地適正化計画を進める上で目的と効果といったことですが、公共施設、商業施設、医療・福祉などの都市機能を市街地へ適切に集約をし、その周りに居住を誘導することにより、住民が移動しやすく住みやすい環境を整えていくといったことが目的でありまして、効果といたしましては、都市機能を集約することによって移動距離・時間を短縮し、交通費の削減や、自家用車に依存しない生活の実現、路線バスなどの安定的な利用者増によって公共施設の維持や充実につなげていく。施設の統廃合や適正配置を進めることで、維持管理費や更新費用などの縮減が図られ、また、道路や水道などのインフラ更新の縮減も図られるとしております。さらには中心市街地に人が集まり、商業施設などの利用促進や歩行者の増によって町ににぎわいの創出が期待されているところであります。

立地適正化計画をベースとした機能の集約の考え方ですが、コンパクトシティに向けては立地適正化計画の考え方に基づき公共施設の適正配置や既存施設の有効活用を図りながら、段階的に機能集約を進めていくことが重要であります。人口減少が進み、都市機能が分散した状態を維持することは、日常生活に必要な利便性の確保が難しくなると考えております。将来にわたり快適な市民生活を確保するためにも、計画に基づき機能を集約し、推進していく考えでありまして、2つの計画がグランドデザインと捉えております。

公共施設に関しまして庁内での意思疎通といったことでは、公共施設の整備・廃止は将来を見据えたまちづくりを進めるため、この市役所本庁舎や市立病院の再整備において、庁内組織を立ち上げまして検討してまいりました。令和5年には士別市公共施設マネジメント会議を設置し、共通認識の下、最適化を進めているところであります。今後におきましても、全庁横断的な協議の下、方向性を共有し、計画的に進めていくという考えでございます。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 庄司商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（庄司伸一君） 私から、翠月、日向温泉、和が舎、ぷらっとの入浴部分の収入・支出、また指定管理料、改修計画について、お答えいたします。全て税込みです。

まず、翠月です。入浴料の収入は、令和4年度1,458万4,000円、令和5年度1,492万4,000円、令和6年度1,206万4,000円です。入浴部分のみの支出につきましては、光熱費の計測が設備上できないため、正確な算出ができないものです。指定管理料は、令和4年度3,040万4,000円、令和5年度3,220万1,000円、令和6年度3,153万円です。第2次まちづくり総合計画における改修計画として、電話設備、Wi-Fi更新で1,220万円、機械室の機器更新で3,870万円、客室及び衛生器具更新で1億7,293万5,000円などです。

次に、日向温泉です。入浴料の収入は、令和4年度1,187万5,000円、令和5年度1,130万2,000円、令和6年度1,000万9,000円です。入浴部分のみの支出については、光熱費の計測が設備上できないため、正確な算出ができないものです。指定管理料は、令和4年度1,677万7,000円、令和5年度1,788万4,000円、令和6年度1,320万8,000円です。改修計画として、温泉循環ポンプ修繕49万1,000円、総合計画における改修計画として、温水ヒーター更新工事が1,283万7,000円などです。

次に、和が舎です。入浴料の収入は、令和4年度377万7,000円、令和5年度427万9,000円、令和6年度471万4,000円です。指定管理料は、令和4年度3,981万6,000円、令和5年度4,144万9,000円、令和6年度3,862万1,000円です。第2次まちづくり総合計画における改修計画として、エアコンの更新工事3,710万3,000円、給湯管の改修工事で1,821万1,000円などです。

次に、ぷらっとの収支です。令和4年度収入515万6,000円、支出1,140万6,000円、収支がマイナス625万円です。令和5年度収入が456万円、支出が1,308万9,000円、収支がマイナス852万9,000円です。令和6年度収入が545万2,000円、支出が1,427万6,000円、収支がマイナス882万4,000円です。現時点で改修計画の予定はありません。

なお、各施設とも10年後、20年後の改修計画は未定となっています。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 石川議員。

○2番（石川陽介君） 様々な御回答をいただきました。

コンパクトシティの文脈のところで質問がございます。今までの公共マネジメントから、金額がもちろん目的ではないという話はあったと思います。目的を達成されたので、施設の機能を停止するという話がこれまでもあったと思います。

一方で、この目的という部分で行きますと、それぞれの、もちろん部ですとか課によって施設が管理されていると思うんですけども、それぞれの部課には、それを維持するための目的がある一方で、1つの視点として、市民からすると、今回は入浴施設の話なので、あれなんですけれども、同じ入浴施設です、行政側でどういう目的かというのは置いておいたとして。

あと、また今ちょっと考えなくてはいけないのかなと思うのは、もちろん地区別というところもあったりとか、市街地みたいな部分もあったりとかする中で、コンパクトシティという観点部分ももちろんありますし。

あとは、先ほど細かく教えていただきました収支ですとか、行政から入っている指定管理料であったりとか、その差額を埋めている運営費の分とか。また、この後、計画として修繕ですとか改修で考えられている金額の部分ももちろん検討しなくてはいけないかなと思ってはいるんですけれども。この辺の状況、実際、今、私も初めて収支の話とか改修の話という部分の金額を聞いたところなんですけれども、経営的な視点で考えて、支出が見えていないところがあるので、支出は今ではできないんですけれども、この後もし可能であれば、まずは明らかにしていただければと思うんですけれども、それをもって収支が実際に見えた段階で、経営的な、このまち、士別市というのが1つの、昨日の西川議員の話で言えば、家計という部分があったと思うんですけれども、その家計の部分だと考えたときに、家ということを考えたときに、入浴施設が風呂みたいな感覚で言うと、風呂が例えば市内には4つあって、それぞれの目的とか、いろいろなものももちろんあると思うんですけれども、1つの目安というか基準となるのは、やはり数字なんじゃないかなと。経営という感覚で言うと、やはりまずは削減に対しての効果額がどれだけあるかとか、あとは一番大事なのは将来的にどんなまちづくりをするか、ハード面を含めてどんなまちになっていくかというところが先に見えている段階で、その目標に向かって、そのまちに向かって順々に、もちろん施設を減らしていかなくてはいけないと思うんですけれども、その優先度というか、順番をどうつけていくかというところが大事なんじゃないかなと思うんですけれども。ぜひ経営的な視点ですとか、目標を見据えた際の順番というところで、行政側としてどのようなお考えがあるかというところをお聞かせいただければと思います。

○副議長（村上緑一君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君） 入浴施設の部分に絞ってということで、ちょっとお答えさせていただきますけれども。

今回、いろんな施設の収支を報告させていただきましたけれども、その入浴部分だけの収支を、まずは、きちっと把握すべきだと。そして、その上でいろんな施設の統廃合だとか今後の在り方なんかも検討したほうがいいんじゃないかという視点の御質問だったかなと思います。

指定管理施設については、それぞれ指定管理者のほうに管理運営をお任せしている状況であります。収支については、何というんですか、機械設備がやはり一体的で、お風呂場だけに関わるといったようなことじゃなくて、やはり施設全体に関わる設計になっている部分もあります。それと自主事業なんかを、例えばレストランですとか、そういった自主事業なんかも運営していますので、なかなかその部分を切り分けて収支の数字をつかむということがちょっと難しい状況にあります。正確に本当に出そうとしますと、水道光熱費にしても、例えば人件費にしても、案分して全部細かく積算しなければならないという状況になりますので、相当その経

費を求めるということについては指定管理者の負担にもなっていくしますので、それを指定管理者のほうへ求めていくことはちょっと難しい状況であります。

ただ、管理施設全体の収支の状況については、当然、議会にも毎年報告しておりますので、そういった経営状況については把握しているということになりますけれども、入浴部分だけに限った収支の状況というのはなかなかつかむのが難しいといったようなことです。

それと、そうしたものをつかんで、例えばぷらっとが今回、廃止対象に挙がっておりますけれども、そうした削減効果額を明らかにして、例えば議員のお話で行くと、ぷらっとはこれだけ削減効果がありますよと。ただ、例えば当該地区なんかを残すとすれば、これだけかかっていますと、そういった比較をきちっと市民を示すといったようなことと、施設の統廃合に当たって優先度ですか、そうしたマネジメントの判断に当たって、そうしたものを基準としてやっていくべきだといったようなことでありますけれども、基本的にはマネジメントについては、まず1つには老朽化が進んで、耐用年数が迫った施設について、今後それを投資をして存続させるのか、あるいは廃止させるか、そういった判断になっていきますし、そのことについては既に1次のマネジメントの部分については方向性を打ち出しているところでありますし、今後の第2期のマネジメントの施設の統廃合についても検討していきますけれども、そういったことについては全体の施設の在り方ということを主に判断していくということになりますので、今ちょっと答えになっていない部分もあるかと思っておりますけれども、入浴施設についてはそういったことで、単純な比較にはならないといったようなことです。

何でしょうね、やはり行政施設ですから、それぞれの設置目的があって、目的に基づいて運営していきますので、まずその目的を果たすために必要な施設かどうかといったようなことで、今後判断をしていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 私からも答弁させていただきます。

今回の石川議員の御質問の趣旨は、あくまでもこれからのまち全体を見据えたときに、今回はたまたま例ということで恐らく入浴施設に対する、今答弁申し上げた数字を聞いてこられたんだなと思っておりますが、全体的にどうなんだろうという部分の御質問だと思います。

コンパクトシティをうたって、国のほうにもそういう制度がありますから全国的にうたっているところでありますが、先ほどお話にあった合併していないまちと、士別のように昭和、平成と合併したまちでは、やはり事情も違うのかなと感じるところもございます。そういった意味では、石川議員の御提案のように、例えば市街地に集中してまとめたらいんじゃないか、そのほうが効率的じゃないかというお話もありますが、なかなか各地区に住んでいる住民、市民の皆さんの感情も考えると、やはり簡単に数字だけで進めることではないのかなと思っているのがまず1点です。ですので、これからも将来に向かってコンパクトシティを進めるためには、本当に丁寧な説明、対話、そういったものが重要だと感じております。そういったものが

あって初めて、今のお話で言うグランドデザイン、これは描けるものなのかなと私は感じています。

それから御提言いただいた経営観念というか経営感覚ですか、数字が大事じゃないかという御指摘もいただきましたけれども、これも一概にそうではないのかなというのが私の考えであります。例えば市民が必要とするサービス、あるいは物でもいいですけども、そういったものが民間の方ではどうしても赤字になって賄えない、でも市民にとってはどうしても必要なんだと、そういったものをやるのが行政の使命なんだろうなと私は感じています。ですので、例えば市立病院にしてもそうであります、民間ではどうしても赤字になる、誰も受け手がいない、でも市民のためには必要だ。そうなれば当然、まさに前回の大西議員の答弁でもお話させてもらいましたけれども、いわゆる目的ということになりますけれども、私で言う大義、ここが一番重要なんだろうと思います。ですので、例えば赤字でも、必要であれば我々は行政としてやらなければいけないんですけども。

先ほど副市長から答弁させていただいた、例えば今回のぷらっとで言えば、これまで何回も説明させていただいておりますが、まさにその部分がないと、逆に我々は市民に対して説明ができないというものになると思いますので、今回の廃止については、繰り返しになりますけれども、あくまでもコンパクトシティとかマスタープランに基づく廃止ではなくて、あくまでも設置目的の部分でありますので、そこはぜひ御理解いただいて、もし市民の方でその辺が不透明な方がいれば我々もしっかり説明しますし、今、利用者の方にもしっかりと、これまで積み上げてきた理由、廃止の理由についても提示させていただいているところでありますので、その辺の違いという部分はぜひ御理解いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 石川議員。

○2番（石川陽介君） 数点ありまして、今、渡辺市長から御答弁いただいた、一概に金額だけで選ぶというのは違うというのは、それはもちろん理解をさせていただいております。合併したまち、そういったところもやはり内情としてももちろんあることは理解をしております。

一方で1個確認というか気になるなと思うのは、やはりそういった意味では市街地に、今ぷらっとが来年3月に機能が停止するというお話になっていると思いますので、市街地で入浴施設というところかというと、ぷらっとと翠月があります、公共の施設です。設置目的という部分で行きますと、ぷらっとは健康増進的な部分が大きいのかな、公衆衛生ですか、というところだと思うんですけども、逆に言ったら、どうなのかなというのは、翠月はスポーツ合宿センターという施設であって、合宿の方々が来たりとか、冬の寒冷地試験の方々が泊まって、そこで金額をすごく上げているという施設だと思いますし、実際にそうだという話も聞いているんですけども。なので、一市民に対してどういう目的で入浴施設を開放しているのかみたいところというのは、ちょっと確認できたらなと思うところが1つです。

あと、副市長から御答弁いただいた、経費の案分をしないとそれは分からないということだ

ったんですけれども、まさにそうだと思っております。ただ、ちょっと考えなくちゃいけないかなと思うのは、仮にそれぞれの宿泊施設の金額が出そろったときに、あとは長い目で見たところも必要です。最終的にはもしかしたら1つにまとまるのか、それがどこになるのか、どういことを市民が望んだりとか、行政としてどういうことが可能なのかということもすり合わせるのがやはり大事だというのは、やはり前提にあると思うんですけれども。仮に、そこまで行く間に、年間500万円なのか1,000万円なのか、2,000万円なのか3,000万円なのか、その差があったときに、何年後に新しいものになるのか、集約されるのかということ考えたときに、そこまで到達するのに幾らの違いが出るかということとか、その辺の計算も比較する必要があると思うので。そういう意味では大きい金額が、これは仮定なので、もしかしたらですけれども、なくなってしまうかもしれないことに対して、その積算の案分をこの時点でしないという判断を仮にされるのであれば、計り知れない金額の差分をそのまま捨ててしまうという言い方はよくないと思うんですけれども、なくなってしまうことが考えられるんじゃないかなと思っております、そういう意味でも、やはりまずは積算すべきだと私は考えます。

取りあえず、以上2点です。

○副議長（村上緑一君） 坂本経済部長。

○経済部長（坂本英樹君） 私のほうから、翠月を利用いただいている市民の方々の目的というか位置づけにどのような見解があるのかということの御質問だったと思いますけれども、お答えさせていただきます。

条例上で行きますと、スポーツ合宿センター条例があるんですけれども、スポーツ交流活動の推進とともに市民の健康増進と余暇活動の充実を図る施設ということで、設置目的、趣旨が書かれています。今、議員のほうからお話がありましたとおり、多くの市民にも日常の入浴施設として御利用いただいているところもありますし、これもスポーツ合宿センターという名の施設ですから、当然、年間を通じて多くの合宿者の方々に御利用いただいているというところでは、どちらが上とかどちらが下とか、そういうことではなくて、やはり先ほど副市長からお話があったとおり、目的に合った施設を有効に市民にも合宿者の方にも御利用いただいている施設ではないかと思っているところです。

合宿の方は、お知りになっていると思いますけれども、朝・昼・晩と練習をされて、その都度その都度、汗を流して体のケアもされているということで、ほぼ24時間の入浴を提供しているということになりますし、翠月に限っては合宿センターというところもありまして、サウナについては低温サウナです。これは設立当初、選手方の心肺機能とかに負荷をかけないという目的で設置されている設備だと思っていますので、そのような合宿センターがゆえの施設の設備、完備に配慮している施設かなと思っています。

私からは以上です。

○副議長（村上緑一君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君） 入浴部分について、やはり数字はちゃんとつかむべきだといったような

ことでありますけれども、各施設は、当然、公共施設でありまして、市のほうとしては、これらの指定管理者に対する指定管理料をお支払いしながら管理運営をお願いしているといったような施設です。ですので、行政で持っている施設ですから、基本的には収支不足が生じている施設でありまして、そこに対して指定管理料を支出しながら収支均衡、あるいは若干の黒字だとかを維持しているといったようなものが指定管理の施設ということになります。ですから、一部門の収支をつかむということではなくて、やはり市としては指定管理料が例えば10年ですと何億円だとか、そういった指定管理料としてやはり把握するほうが筋かなと思っております。ですので、何年かおきに指定管理の審査、更新がありますので、その際には過去数年分の実績でありますとか、今後の運営の収支見通しですとか、そうしたものを聞き取りながら書類審査の中で、指定管理を継続するかどうかという判断をしておりますので、やはり入浴部分のところに限った把握といったようなことにはちょっとならないのかなと考えております。

○副議長（村上緑一君） 石川議員。

○2番（石川陽介君） まず設置目的というところで、健康増進と余暇活動というところでございました。どちらの施設もというか、全ての施設に利用されている方がいるので目的云々かんぬんというところはあまり触れてはいけないのかもしれないんですが、正直言って、健康増進と余暇という部分で言うと、どう測るのかなというところも正直あったりとか。健康増進という観点で言ったら、例えばぶらっともそうになっているんじゃないか、公衆衛生というところが一番だと思いますが、全く同じようなことになっているんじゃないか。余暇というところがもしかしたら重要なかもしれませんが、ちょっとこの辺りはどうなのかというのがお聞きできたらと思います。

お風呂の利用の話も先ほどされていたと思うんですけれども、合宿選手は確かに練習の都度、お風呂を使うところだとは思いますが、基本的に朝・昼は入浴というか、お湯につかることは少ないというところだと思います。夜はもちろん練習後にお風呂に浸かる方が多いというのが、私も宿業をしていて実感しているというか、実際の動きを見ていると、そのような活動だと思っております。だからその辺の、24時間使う必要があるのかという話でいうと、合宿選手や宿泊されている方は使う必要があるんだろうというところは理解をするところであります。

ただ、一方で、結局は数字を見なきゃいけないと思うんですけれども。一般市民の方の入浴の状況と支出がどのようなバランスになっているのかというところで、私ちょっと簡単に概算で計算したんですけれども、やはり少なくともプラスにはなっていないというところが見えています。ただ、やはりこれは数字なので、しっかり調べてからというところのほうが大事だと思うので、幾らぐらいということはちょっと差し控えるんですけれども。なので、指定管理料の話も先ほど副市長がされていましたが、指定管理料は赤字補填分みたいな部分が大きいと思うんですけれども。なので、今、水道光熱費とかという部分の金額が正直大きいんです、翠月さんとかは。人件費ももちろんあるとは思いますが、そういう意味でも、やはり

そこの指定管理料を、結局、行政から会社に払って運営をしていて、でも、それは結局赤字だよぬみたいな話になってしまうと、何のためにやっているのというところ。先ほどの、それが健康増進だったり余暇活動だという話なんだと思うんですけども、それが本当に、今回ぷらっとを削減というか機能を停止するということの、将来的にどれぐらい費用がかかるのかも分からないですけども、その部分と、翠月が今、運営していてどれぐらいかかるか、そして将来的にどれぐらいの費用がさらにかかっていくのかということのも計算をすべきだと思っております、比較をすべきだと。その上で、やはりぷらっとのほうがちょっと合わないよねとか、どちらがどうなるか分かりませんが、それに乗って決められたということであれば、すごく情報としても透明性のあるもので、理解できるものになると思うので、まずはそういうところが大事なんじゃないですかねというところを、最後になってしまいますが、お聞かせいただければと。

でも、いずれにしても大前提としては、将来的にどういうまち、ハードがどういうふうになっていくのかとか、それに向けてというところが大事になってくると思いますので、単純に今、目の前の数字の積み重ねだけではなくて、将来的にどうするんだというところが前提にあって、それまでにどれを選択していくのがいいんだというところの意味での数字の算段とか比較というところが大事なんじゃないかというお話でございます。

○副議長（村上緑一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） ただいまの御質問に御答弁申し上げます。

まず先ほどからお話しさせていただいているとおり、我々の役割という部分では石川議員も理解していただいたのかなと思っております。

今の御質問は恐らく、かいつまんでお話ししますと、例えば、ここの浴室は赤字になっているんだから閉めましょう、積算してくださいと。もしかしたら中期的に見たら、ある程度その分で経費削減できますよねと。今回ぷらっとの廃止理由の中で、仮に、現段階での物価で改修工事をかけたときに約1億円かかると。もし仮に削減した部分が1億円を超えるんだったら、こちらに持ってきてもいいんじゃないですかという意味合いかなと思ったんです、比較しなさいという御指摘だったので。ただ、私はそうはならないと思っています。やはり一番最初に大事なのは設置目的、それに対して我々がどういう取組をしているかという部分でありますから、もし市民の方が同じお風呂で設置目的は分かりませんというのであれば、それはきちんと説明する責任はあると思っています。ただ、ちょっと今の石川議員のお話の意味合いがもしそういう意味合いだとすると、私はそれは少し違うのかなと感じているところでありまして。例えば不確定要素の多い、将来にわたっての積算、あくまでも今出ている収支に対して掛ける10年でこのぐらいになるかもしれないという積み上げは出せますけれども、全くそれは当たるような積算になりませんから、それを今、設置目的じゃない部分に充てるための資源にするというのは、私は少し違うんじゃないかなと思っています。

ですので、あくまでも、議員の皆様にはこちらから全協とかで説明させていただいています

から御理解いただいていると思いますけれども、市民の皆様にそれがもし伝わっていないのであれば、我々の説明不足ということもしっかり反省しながら、それは市民の皆さんに説明する義務があるんだろうと思います。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 石川議員。

○2番（石川陽介君） 目の前のことではないというところは理解していただければと思うんですけれども。本当に、だから、まず一番大事なのは、例えば第2期まちづくり総合計画が出た段階で、まちづくりにはもちろんソフト的な面もあればハード的な面もあったりとかというところの、今回で言えばハードです、ハードの話が今は断片的に徐々に徐々に、何かがあるたびにこうやって出てくると思うんです。ではなくて、先に、将来的にはこういうまちになっていきますよ、こうやっていきましょうよと。それは行政だけじゃなくて、市民と一緒につくるべきだと思うんですよ。そういうものがあって、それに対して、どうやってそこまで向かっていきますかという話の中で、設置目的というところはもちろんあるとは理解しておりますが。

最初に申し上げたんですけれども、市民としては、設置目的とかは別に何でも関係ないんです、正直言って。それがちょっと、なかなかここが相入れない部分だということでは分かるんですけれども。

何よりもまず一番大事なのは、今段階で将来はどういうまちづくり、ハード的にもですけれども、ソフト的にもどういうまちづくりをしていくかというところが、多分、可視化とかされていったほうがいいんだろうなと思うんですけれども、そういうものがあって、それに対して計画、こういう施設が削減されていきますよ、それももちろん数字がベースというか、数字も明らかにすべきと思うんですけれども、こうやって徐々に徐々になくなっていきます、最後に残るのが、既存の施設をそのまま使うのか、はたまた全く新しいところなのか、また全然別なものなのかというのは分からないですけれども、あくまでやはりそこに向かっていくためにどうやっていくかというところが大事だということが。

正直、その設置目的だけで、年間、例えばですけれども、先ほども申し上げましたが、1,000万円、2,000万円とか500万円かもしれない、その金額が投げられているといっても正直いいかもしれませんが、となっていくてしまうと、市民感情からすると、例えば1,000万円、2,000万円とか、何年それが続くか分からないですけれども、それを違う事業とか財調に回すかは分からないですけれども、そうやっていったほうがいいんじゃないですかということです。

ちょっと伝わっているか分からないですけれども、以上になります。（「休憩したほうがいいんじゃない」の声あり）

○副議長（村上緑一君） どうですか。渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 少しお時間をいただきました。

全く石川議員の考えと相入れないということは全く私も考えていないです。ただ、現段階で我々が考えている運営の仕方はお伝えしているということです。

例えば、先ほど指定管理料の赤字補填という言葉がありましたけれども、まずそれは誤解であるということはお話したいと思います。そのためのものではないです。私たちが必要としている施設に対して管理運営するために最低限保障しなきゃいけない部分です。赤字になったら、それを倍にします、3倍にしますということはやっていませんし。ただ、もしかすると、石川議員がおっしゃったのは、市民からするとそういうふうに見えていますよということの御提言なのかなとも思ったんですけれども。仮にそうであったとしたら、確かにそれはしっかりと、まさに経営感覚を持って数字を追っていく必要はあると思います。ただ、先ほどから繰り返しになりますけれども、例えば指定管理料なしでやれるような施設があったとしたら、そもそもそれは民間で成り立つということなんです。民間で成り立たないから指定管理という制度に基づいて市が設置しているということでもありますから、もし指定管理料なしでプラスになるんだったら、正直、私たちから切り離してもいいということになります。ただ、そこまでやはり至っていないという部分です。ただ、あくまでも指定管理を受託されている企業の皆さんにお話しているのは、石川議員の御懸念の部分だと思いますけれども、指定管理料に甘んじて、例えば経営対策に不備があったりとか、経営感覚を持たない経営をするということはもちろんあってはならないことですから、その辺についての指導はしておりますが、我々は市民に必要なサービスを設置しているという観点でやっていますから、そこはぜひ御理解いただきたいと思っています。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 石川議員。

○2番（石川陽介君） 最初のほうのことはちょっと記憶が一瞬飛んでしまっているんですけれども、まず指定管理料の話でいうと、全然、赤字補填というか、あらかじめそれは積算されているものなので、事後のものではもちろんないというのは理解しております。ただ、指定管理料の積算の際にいろいろと、これが正しいか分からないですよ、ちょっといろいろと話をしている中で、ある程度その事業計画があって、どうやっても公共サービスは、先ほど市長が申し上げたとおり、もうからないからやっているというところだと思うんですけれども、ある程度やっていったときに、その差ができるので、そこに指定管理料が入っている、積算の仕方をされているということも伺っているんですけれども、そういう意味で、別に赤字補填とかということではなくて、その金額が、何というんでしょう、ちょっと待ってください。

指定管理料自体というか、そもそもの話でいうと、入浴施設という話で、入浴施設の目的というところがあったと思うんですけれども、それを経営するために指定管理料を入れているという流れになると思うんですけれども。設置目的の、先ほどお聞きしていた、何でしたか、余暇活動と健康増進というところ、健康増進という文脈と、何というんですかね、ぷらっとでいったら公衆衛生と健康増進になるのか、ちょっとあれなんですけれども、その差は一体何なんだろうというところがあったりとか。その差があるから多分、翠月の入浴施設を今は残そうという話になっているんだと思うんです。まず、その差が何なのかという部分と、結局、指定管

料が行政から翠月に払われて、ただ、それは公共サービスだから、黒字化というのが難しいからやっているということは、それは公共施設、今の入浴施設でいったらどこももちろん同じお話だと思うので、そこについてはそうだろうと。ただ、その差、それぞれの金額がどれぐらいなのかというところがやはり判断の1つになるんじゃないかという先ほどのお話でございました。

ですので、やはりまずは数字を、案分の部分の話ですとか、明らかにしていただくというところが一番なのかなと考えてございます。その点はいかがでしょうか。

（「指定管理と直営を分けて説明しないと分からない」の声あり）

○副議長（村上緑一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） まず、繰り返しになりますけれども、ぷらっとの設置についてです。これまで全協で御説明させていただいていると思いますけれども、もともと、千歳湯という銭湯が三丁目にございました。それが昭和か、平成の頭ぐらいに廃止になるとなったときに、当時は今と比べると、まだ自宅に、例えば市営住宅にも当然ありましたけれども、民間にもあったんですけれども、お風呂のない建物というのが結構ございました。そういうのがあったので、行政のほうに何とか公衆衛生の観点からやってもらえないかということで設置したのが、ぷらっとです。今、確かに入ってこられる方を見ていると、ぷらっとと、例えば翠月なりと何が違うんだというと一緒に、公衆衛生の観点で来られている人は今ほぼいないと。それがありますから、今回は設置目的が終わったよということでやっていますので。例えば今、石川委員からありました、まずはやはり比べなきゃ駄目だよねという部分に、そもそも論として我々はいれていないです、そこに入らないです。

それから、日向温泉は指定管理です。翠月は第三セクターといって、要するに市が出資している会社、まちづくり士別もそうですけれども、があります。第三セクターに指定管理を受けていただくケースと、本当の民間企業に受けていただくケースがあって、そこはやはり区切りをしなきゃいけないんだと思うんです。

そもそも第三セクターを何で我々が設置しているかという、あそこはお風呂に皆さんに入らせていただくためではなくて、先ほど坂本部長からも話したとおり、合宿を伸ばすためです。これも例えば民間のほうで合宿の受入れキャパが全てありますとなったら、我々が本当は設置する意味というか、理由はありませんから、そこはもう切り離していいと思うんですけれども、現段階ではそういう状況に至っていないというのがあります。ですので、用途的には同じ用途なんだけれども、やはり目的が違うというのは、ここはぜひ御理解いただければ正直ちょっと議論のしようがなくなってしまうんじゃないのかなと思いますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（村上緑一君） 石川議員。

○2番（石川陽介君） 長くお待たせしました。

おっしゃっていることは分かるというか、目的が違うというのはもちろん理解するところで

はあります。ちょっとどうしても難しいなと思うのは、やはり市民的感觉で言うと、健康増進とレクミたいなことを公衆衛生で大きな差が正直ないところがあるんだなというところ、それが行政と市民との多分、差なんだろうなと感じるところであります。

まず、今回コンパクトシティの話から入らせていただいたのも、やはりたまたま今、市街地のぷらっとと翠月というところと言うと、中心市街地から離れている翠月というところを残していくという感覚、考え方というところも1つあって、今回、翠月、ぷらっとの話をさせていただいて、将来的な使いやすさというか生活しやすさ、このまちの生活のしやすさみたいなのところとかも考えたときに、仮に2つだけのことであれば、もちろんそうだろう、そこを比較すべきだろうというところで、数字を明らかにしてもらいたいと思ったところがまずあります。

いずれにしても、最初に申し上げたように、将来的に翠月一本にしていきますなのか、ほかに、それぞれ、何というんですか、機能を廃止してどこかに造るみたいなことなのか、やはりその将来的な部分がないと、いずれにしても、数字の話をして、設置目的ももちろんそうだと思うんですけども、終わりがいいなというところを正直感じたところではあるので、やはり一番お願いしたいところでいうと、まずは将来的にまちのハードをどのような形にしていくのか。それは都市計画マスタープランですとか立地適正化計画とかもある中で、そこから外れることがあるかないかとかも分かりませんが、そういったところはまず1つ、やっていきたいな、一緒にやっていただけないかというところなんですけれども、それを一番やはりお願いしたいところです。

それが決まった段階で、多分もう今動かせないものは動かせないというところでの御答弁も1つなのかもしれませんが、それに向かって、何年後にあるから、それまでにどういうことをしていくのかというところの、何というんですか、積算というか、順序をつくっていくみたいなのところのことができれば、市民も施設が減ったりとか事業が減ったりすることに対して、もちろん理解されていくと思いますし、やはりどうなっていくのかが分からないので、もやもやしながら、今、何とか納得したという形にはなっていると思いますが、いまだに声を聞いたりするのは、やはり将来的にどうなっていくのか見えないというところが一番大きいと思いますので、まずはその部分で何とか市民と行政と一緒に、改めてマスタープランですとか立地適正化計画とか、いろいろな計画がほかにもあると思うんですけども、それぞれの計画をもちろん示したりとかした上で、将来的に施設関係はどうなっていくのが市民にとっても望ましいのかというところが積み上げられたらいいと考えます。この辺りはいかがでしょうか。

○副議長（村上緑一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） まず、今回は立地適正化計画と都市計画マスタープランの2つの計画について、質問の中に取り入れていただきました。

まず、お話しさせていただきたいのは、その計画の上にある最上位計画はまちづくり総合計画です。あくまでもこれに基づいて、下に組織しているのが各計画でありますから、8年度から初年度となるまちづくり総合計画、これをまずは市民の方に多く周知していただくのがまず

大事なんだろうなと思っております。そういった意味では、本日御提言いただいた見せ方も含めて、市民に伝わりやすい方法をさらに煮詰めていきたいと思っております。

それから、最後にもお話がありましたけれども、浴場について、翠月一本で行くのかというお話がありましたが、繰り返しになりますが、そうじゃないんですという話です。あくまでも、あそこは市民の皆さんのためにお風呂を設置しているという目的じゃございませんので、ましてや、今は市が設置しているだけではなくて民間でもお風呂があります。ですから、そういった市内にある資源を官民間問わず活用していく、そういった取組をしていくのが重要だと思いますし、ぜひその辺りは御理解いただきたいと思います。

また、将来的に計画を立てる上で、確かにそういう数字的なものは必要だと思います。ですから、そういった部分を示すことは必要でありますけれども、どのぐらい精密に出せるかというのは、また少し別の問題でありますから、少しでも精度を上げて出していきたいと思いますが、まず各計画の目的、計画自体にも目的がありますから、ぜひその趣旨も御理解いただいて、また御提言いただければと思います。

○副議長（村上緑一君） まだ石川議員の大綱質疑が続いておりますが、ここで午後３時まで休憩いたしたいと思います。

（午後 ２時５２分休憩）

（午後 ３時００分再開）

○副議長（村上緑一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大綱質疑を続行いたします。

２番 石川陽介議員。

○２番（石川陽介君） 続きまして教育行政執行方針について質問いたします。

まずは、教育行政執行方針の中で子供理解・市民理解の感度を高める教育行政というものを文言として掲載ございますが、こちらの子供理解・市民理解の感度を高める教育行政とは一体どういったものなのかお聞かせいただければと思います。２点目に、将来的に社会教育事業を専門的な方々へ委託をしてはどうかということです。

現状、様々な社会教育事業が各年齢層に合わせ実施されているところと存じます。今は担当職員が中心に事業を練り上げているものもあれば、協力者とともに事業を練り上げているものもあるかと存じます。そんな中、社会教育主事講習を受けた担当もいれば、そうでない担当もいらっしゃるかと存じます。行政という組織上、人の入れ替わりがあるのは仕方のないものです。職員の業務也多岐にわたり、十分に力を発揮できない場合もあります。職員の熱意や能力によって学びの質が変わるとすれば、市民にとっての学びの環境が不安定になるという懸念もあります。よい年もあれば、そうでない年もある。こうなってしまうては、せっかく学びの機会に参加してくれた市民にもったいない時間や経験をさせてしまうおそれがあります。誰が

担当であっても安心して取り組めて、市民が常に豊かな学びを得られる組織的なバックアップ体制を築いていくことが大切ではないでしょうか。

既に実施されている部分もあるかと存じますが、まずは、その体制として、社会教育事業を委託できるものは専門的な人材へ委託してはいかがでしょうか。そして、担当職員がその内容、質をしっかりと管理する体制をつくる。そのためにも、担当職員もちろん社会教育の学びは不可欠です。そうすることで、部署異動のたびに大きな質の変化が生まれることはありません。職員と専門的な人材が手を取り合うことで、部署異動があっても地域との歩みを止めることなく、互いにより結果を得られるのではないのでしょうか。また、委託先が変わらなければ、異動があったとしても事業に対する振り返りを積み上げ続けることができます。職員も地域の方々と共に士別市の学びの豊かさをより一層深めていけると考えますが、いかがでしょうか。

なお、別の視点では、人材不足が叫ばれる中、その事業にかけていた職員の時間、人件費を別なところへと回すこともできます。将来的に社会教育事業を専門的な方々へ委託する考えをお聞かせください。

3つ目に、教育行政執行方針は、毎年公表されていますが、市政執行方針とは異なり、総合的な計画がベースにあるわけではありませんでした。令和7年第3回定例会で御答弁いただきました教育ビジョンプランが教育の総合計画に当たるものになると存じます。

第3回定例会の際には、新学習指導要領が令和9年3月に公布されるということもあり、それに伴い教育ビジョンを策定するというお考えのお話をいただきました。今回は教育ビジョン策定に向けてのスケジュール感の提言をさせていただきます。

昨年の12月に上川町に伺い、上川学園構想のワークショップに参加してまいりました。オープン勉強会というものでした。町長や教育委員会の方から挨拶やプロジェクト全体の進行状況を聞いたり、既に動いていた5つほどのプロジェクトの進捗の報告があったり、文部科学省初等中等教育局主任視学官であります田村学氏による新学習指導要領の説明があったり、その後ワークショップを行ったりする内容でした。このような勉強会とフォーラムなどを2年間で約10回程度行われながら、市民意識の醸成、まちづくりへの参画をはじめ、様々な狙いの中、上川町では教育ビジョン策定とその先へと向かっています。

士別としては、どのようなやり方がよいか、これから考えていかなければいけないところですが、共創のまちとして、市民の感覚として、教育ビジョンがただ行政がつくったものとならないためにも、市民とともに丁寧に対話や勉強会を重ね、教育のまちづくりへの機運を高めていけたらと考えますので、1年で策定するような強い意気込みも大切ではありますが、令和9年から準備をはじめ、令和10年や令和11年度など複数年をかけ、丁寧に市民と共に教育ビジョンをつくり上げられたらと考えますが、いかがでしょうか。以上よろしく願いいたします。

○教育長（泉山浩幸君） 教育行政の執行に当たり、感度を高める教育行政、それから社会教育事業、そして教育ビジョン、この3点についてお答えいたします。

はじめに子供理解・市民理解の感度を高める教育行政ではありますが、子供理解の感度を高め

る指導は、令和7年度教育行政執行方針及び士別市まなびフォーカスにお示ししているとおり、日頃から子供一人一人にしっかりと目を向けた学習指導や生徒指導など、個に応じた確かな指導を行う上での指導者の資質・能力であります。あわせて、我々行政職員にあっては、市民一人一人の立場となって物事を感じ、考え、実行できる姿勢・態度なそ、市民との確かな信頼関係を築く土台となるものと考えます。

次に社会教育事業の展望についてであります。本市の社会教育は、市民の皆様の主体的な学びや地域活動によってこれまで数々の実績を積み上げてきています。議員より御提言のありました民間委託については、選定基準などの手続だとか課題もありまして、現時点では難しいものと考えております。これからの各種事業については、職員中心となって担っていたものから、職員が支援していく運営体制や伴走者となるような関わり方など、これまで以上に市民の参加意識・運営意識を高めるなどして、市民が主役となる事業展開を行っていきたいと考えております。

このような中、令和8年度当初予算においては、社会教育士のネットワーク化とスキルアップを目的とした新規事業を盛り込みました。本事業は、本市に10人以上いる社会教育士が、これからの人づくりと地域づくりへ大きな役割を担っていただくことを目的としております。社会教育士は様々な地域の課題を解決するための市民活動を進めるハブとして、行政や企業、団体、地域住民をつなげる役割であり、また学びを支える専門人材でありますので、共に連携し、士別市の社会教育の振興のため、引き続き本市の社会教育事業に対してお力添えをいただけるものと考えています。

これらの事業を進めていく中、今後の社会教育事業の在り方も見据えながら、民間と行政との協働の可能性を探るとともに、他市町村の好事例や人口規模に見合った事業について、引き続き調査・研究してまいります。

次に教育ビジョンについてです。本市の教育は、士別市教育大綱に基づき、士別市まなびフォーカスをお示しする中で、子供たちの健やかな成長を支え、守り、伸ばす取組を推進しております。各学校においては年2回、子供、職員、保護者を対象とした学校評価でそれぞれにアンケートを実施するなどして、教育活動の改善・充実に努めています。さらに、その結果の公表を学校だより等で保護者・地域に幅広く公開しております。8年度の教育ビジョン策定に当たっては、教育行政執行方針はもとより、これら各学校の学校評価アンケート結果や全国学力・学習状況調査の分析資料などの活用を図ってまいります。

また、現在、教職員を対象に実施しております、新たな教師の学びの姿、新学習指導要領を見据えての研修については、今後は教育関係職員はもとより、保護者、地域住民の方々などへ参加対象を拡大するなどして、新たな教育の方向性に対する共通理解を深めていきたいと考えています。

過日、上川教育局より、新年度の上川管内の教育指針となる上川まなびフォーカス案が情報提供されたところです。教育委員会として道や管内の教育指針を十分踏まえながら、今後、士

別版まなびフォーカスを策定してまいります。

また、新学習指導要領改定に基づく教育ビジョン策定に当たっては、この先10年の子供たちの姿を見据えた大切なビジョンとなるものでありますので、先ほど議員から御提言いただきましたそういったものも踏まえて先ほど申しあげました各学校が実施している学校評価、とりわけ保護者アンケートの活用や市民向けの説明会、フォーラム形式の説明会などを開催するなどして、新たな教育の方向性を皆で理解する中で、本市の子供たちのよさを生かし、伸ばしていける取組をお示ししていく考えであります。

以上、答弁いたします。

○副議長（村上緑一君） 以上で、石川議員の質疑を終了いたします。

○副議長（村上緑一君） 本日の日程はこれで終了いたしました。

なお、明日は本日に引き続き、午前10時から会議を開きますので御参集願います。

明日の議事日程は本日の続行でありますので、本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時13分散会）